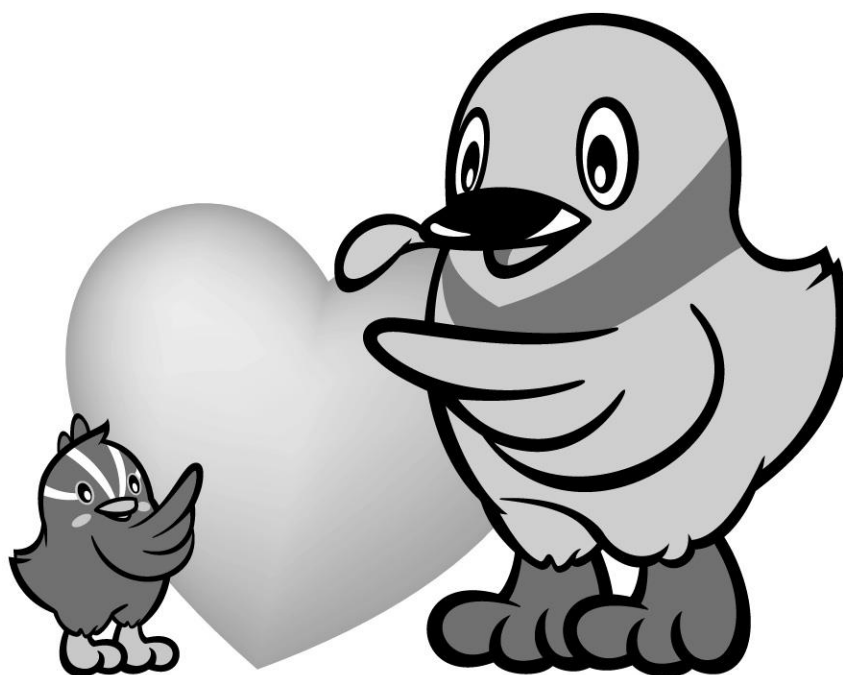


第4次みさと男女共同参画プラン

令和元年度版（平成30年度実施分） 男女共同参画社会づくりに関する施策の 実施状況等報告書



©三郷市2009

令和2年1月

三郷市

1	本報告書について	1
2	「第4次みさと男女共同参画プラン」について	1
	計画の基本理念	1
	計画の期間	2
	計画の基本目標	2
	計画の体系図	3
	施策の方針ごとの数値目標一覧	4
3	各施策の事業実施状況	
	事業の実施状況一覧	6
	基本目標1 男女共同参画をすすめるための意識づくり	12
	施策の方向1 男女ですすめる意識づくり	12
	施策① 男女共同参画を進める啓発活動の充実	12
	施策の方向2 男女の意見を反映させた政策・方針づくり	15
	施策① 審議会等への女性の積極的な登用	15
	施策② 市職員の男女共同参画の意識づくり	18
	基本目標2 一人ひとりを大切にできる社会づくり	20
	施策の方向1 子どもたちの心に育てる人権意識	20
	施策① 学習の場における男女共同参画意識の推進	20
	施策② 性及び自己を尊重すすための教育	23
	施策の方向2 あらゆる暴力の根絶	24
	施策① あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発	24
	施策② 被害者の安全確保と支援体制の整備	26
	施策③ 相談体制の強化	29
	施策の方向3 ライフステージに応じた心身の健康づくり	31
	施策① 生涯を通じた心身の健康づくり	32
	施策② 性と生殖に関する健康と権利を重視した健康支援	35
	基本目標3 男女が共にいきいき暮らせるまちづくり	38
	施策の方向1 男女が働きやすい環境づくり	38
	施策① 男女の雇用機会と待遇の均等の確保	38
	施策② 女性のチャレンジ支援	42
	施策③ ワーク・ライフ・バランス推進のための支援 展	44
	施策の方向2 楽しく子育てをするための環境づくり	46
	施策① 地域で支える子育ての環境づくり	47
	施策② 男性の家事・育児参加の促進 展	50
	施策③ 子育てに関する情報提供・相談事業の充実	52
	施策の方向3 男女が元気な活力ある地域社会づくり	54
	施策① 地域の中での男女共同参画の推進	54
	施策② 高齢者等の社会参加の推進と安心して暮らせる環境づくり	57

1 本報告書について

1. この報告書は、「三郷市男女共同参画社会づくり条例」第22条の規定に基づき、本市の男女共同参画社会づくりに関する施策の実施状況等についてとりまとめたものです。

2 「第4次みさと男女共同参画プラン」について

計画の基本理念

**みんな
男女が互いに理解・尊重し、個性と能力を発揮し
活躍できる社会づくり**

三郷市は、男性も女性も性別にかかわらず、一人ひとりがかかけがえない存在として尊重され、伸びやかにその人らしく生きることができる社会の実現をめざしてこの計画を策定し、事業を実施します。

男女の性別や、性別に基づく役割意識にとらわれることなく、相手を尊重し、一人ひとりの個性や能力を十分発揮することによって、誰もが自立した個人としてお互いを支えあい、自分らしい生き方を選択できることが大切です。

当市は、平成22（2010）年度から平成32（2020）年度までを基本構想の計画期間とする「第4次三郷市総合計画」で、めざすべき将来都市像を「きらりとひかる田園都市みさと」とし、「人にも企業にも選ばれる魅力的なまち」の実現に向けた取り組みをすすめています。

第4次みさと男女共同参画プランは、「第4次三郷市総合計画」を踏まえ、まちづくり方針の一つ「人が育ち活躍できるまちづくり」をめざし、施策5－8「男女共同参画社会の形成」を実現するため「男女(みんな)が互いに理解し、尊重し、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会をめざして」を基本理念に掲げ、すべての人が個人として尊重され、配偶者等への暴力、高齢者虐待、児童虐待やいじめ等、人権を侵害するあらゆる暴力を根絶し、家庭や地域における生活や職場等において、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた環境づくりに取り組み、本市における男女共同参画の推進を図ります。



計画の期間

社会情勢の変化に対応するため、計画の期間を平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの5年とし、取り組むべき課題ごとに評価指標を設定し、施策を推進します。

年 度	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)
第4次みさと 男女共同参画 プラン	計画期間：5か年				
第4次 三郷市総合計画	基本構想：11か年 (平成22〔2010〕年度～平成32〔2020〕年度)				
	後期計画期間：5か年 (平成28〔2016〕年度～平成32〔2020〕年度)				
<国> 第4次 男女共同参画 基本計画	計画期間：5か年				
埼玉県 男女共同参画 基本計画	計画期間：5か年 (平成29〔2017〕年度～平成33〔2021〕年				

計画の基本目標

基本理念のもとに、次の3つの基本目標を設定し、積極的に施策を推進します。

1 男女共同参画を進めるための意識づくり

男女共同参画に関する情報の提供や啓発活動を実施して、長い時間をかけて培われた固定的な「性別役割分担意識*」等から解放され、誰もが自分の個性を十分に発揮することができ、男女双方の意見が平等に反映される社会の実現をめざし、男女共同参画意識の普及啓発に努めます。また、市による審議会等への女性の登用を積極的に進める等、政策や方針の決定過程への女性の参画の拡大を図ります。

2 一人ひとりを大切にできる社会づくり

市民一人ひとりが「自分も他人も、女性も男性も、お互いにかげがえのない大切な存在である」という認識を持つことが、「男女共同参画社会」の実現のための大前提になるため、暴力による人権侵害の防止、生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るための支援や環境の整備に積極的に取り組みます。

人間の持つさまざまな価値観は、幼い頃の環境やその後も含めた教育により大きな影響を受けることから、子どもたちへの、男女平等や自身も含めた人権の尊重の意識づけを図るための教育環境の整備を推進します。

3 みんな 男女が共にいきいき暮らせるまちづくり

誰もが仕事・家庭生活・地域活動について、性別に関わりなく自立した個人として責任と喜びを分かち合い、社会的・経済的に自立した生活を送ることが、男女共同参画社会の実現に向けて重要であることから、職場における労働環境の整備や「ワーク・ライフ・バランス」を推進し、男女が共に子育てに参加するための支援が充実し、生きがいを持って社会参加できる環境の実現に努めます。

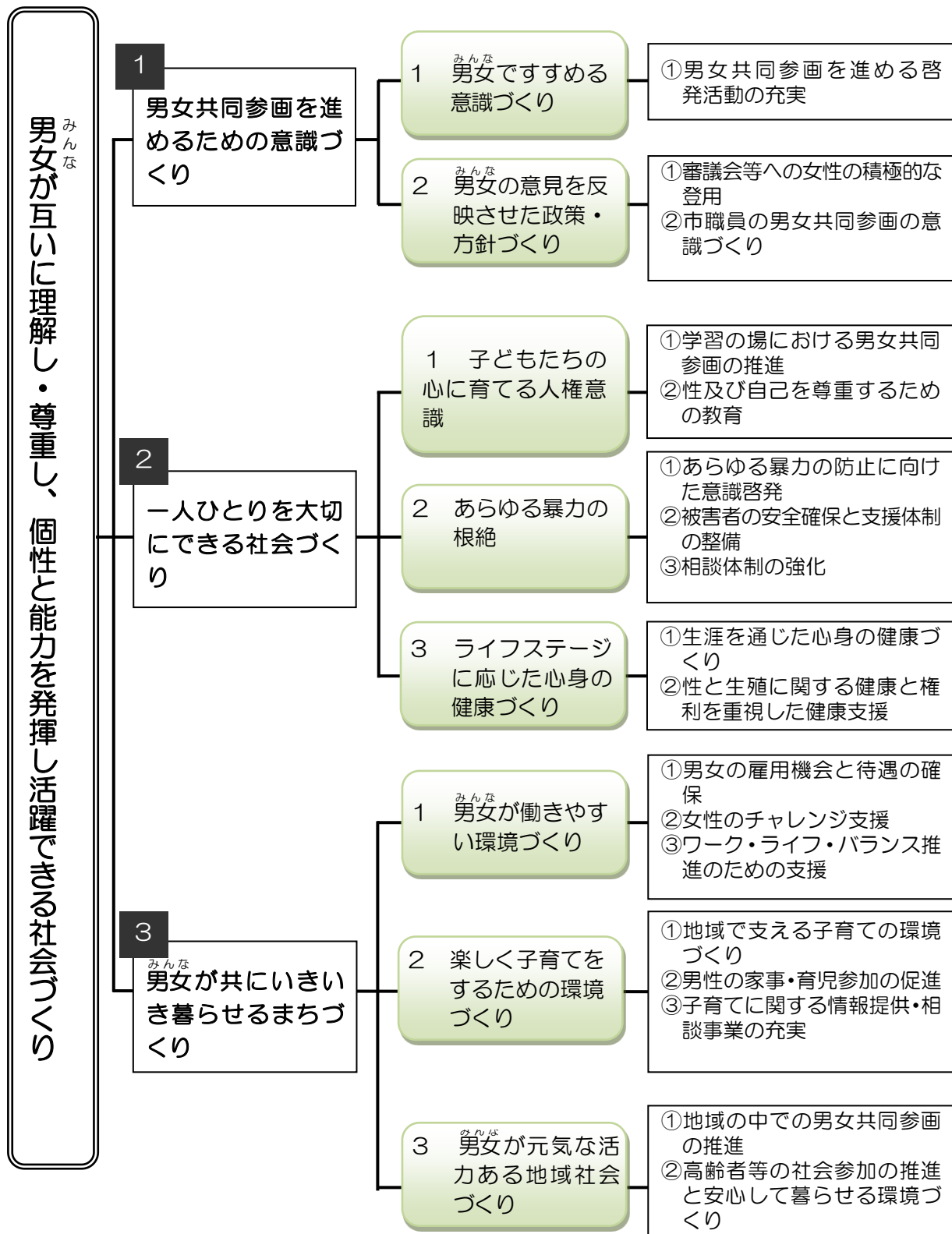
計画の体系図

基本理念

基本目標

施策の方針

施策の方向



施策の方針ごとの数値目標一覧

基本目標	施策の方針	評価指標	現状値	目標値 (平成32年度)
1 男女共同参画をすすめる ための意識づくり	1 みんな 男女ですすめる 意識づくり	男女平等についての意識 (家庭生活では「平等になっている」と 応えた人の割合)	32.5% (第17回市民意識調査)	60.0%以上
	2 みんな 男女の意見を反映 させた政策・方針 づくり	市の審議会等の女性委員の比率	31.0% (平成31年4月1日現在)	35.0% (平成32年4月1日)
		市職員の係長職中の女性の (登用) 比率	26.0% (平成31年4月1日現在)	35.0% (平成32年4月1日)
2 一人ひとりを大切にできる 社会づくり	1 子どもたちの心に育 てる人権意識	男女平等についての意識 (学校教育の場では「平等になっている」 と答えた人の割合)	22.6% (第17回市民意識調査)	60.0%以上
	2 あらゆる暴力の根絶	DVを受けたときに誰かに相談 した人のうち、公的機関等に 相談した人の割合	35.5% (第17回市民意識調査)	60.0%以上
		市の「配偶者暴力相談支援セン ター」の設置数	0か所	1か所
	3 ライフステージに応 じた心身の健康づく り	「女性相談」の利用件数(月平均)	6.3件 (平成30年度実績)	8.0件
		女性特有のがん 検診の受診率	乳がん 13.7% (平成30年度実績) 子宮頸がん 8.5% (平成30年度実績)	50.0% 50.0%
3 男女が共にいきいき 暮らせるまちづくり	1 男女が働きやすい環 境づくり	男女平等についての意識 (職場では「平等になっている」 と答えた人の割合)	16.7% (第17回市民意識調査)	30.0%以上
		男女共同参画に関する言葉 「ワーク・ライフ・バランス」 の認知度(「内容を知っている」 と答えた人の割合)	27.4% (第17回市民意識調査)	60.0%
	2 楽しく子育てをする ための環境づくり	保育所待機児童数	114人 (平成31年4月1日)	0人 (平成32年4月1日)
	3 男女が元気な活力あ る地域社会づくり	地域活動に参加したことがある 人の割合	21.5% (第17回市民意識調査)	70.0%以上

※【第17回三郷市市民意識調査】調査期間：平成30年7月2日～20日

各施策の事業実施状況

「第4次みさと男女共同参画プラン」
は、各課が実施するさまざまな事業によ
り施策が推進されていく計画です。

平成30年度は、83の事業が実施さ
れました。



事業の実施状況一覧

基本目標 1 男女共同参画を進めるための意識づくり					
施策の方向	施策	頁	取り組み	所管課等	頁
1 男女で進める意識づくり	①男女共同参画を進める啓発活動の充実	(1)	男女共同参画に関する情報紙の充実	人権・男女共同参画課	1 2
		(2)	パンフレット・啓発冊子等の発行	人権・男女共同参画課	1 3
		(3)	パネル展示等による意識啓発	人権・男女共同参画課	1 3
		(4)	男女共同参画関連書籍等による情報の提供	人権・男女共同参画課	1 4
		(5)	性別にとらわれない広報紙づくり等の推進	広報室	1 4
2 男女の意見を反映させた政策・方針づくり	①審議会等への女性の積極的な登用	(6)	「特定事業主行動計画」の推進	人事課	1 6
		(7)	審議会等の女性委員参画の推進	人権・男女共同参画課	1 6
		(8)	女性委員ゼロの審議会等への働きかけ	人権・男女共同参画課	1 6
		(9)	審議会等の委員選出基準の見直しの検討	人権・男女共同参画課 企画調整課	1 7
	②市職員の男女共同参画の意識づくり	(10)	「職員男女共同参画研修会」の実施	人事課 人権・男女共同参画課	1 8
		(11)	管理職等への女性職員の登用の推進	人事課	1 8
		(12)	女性職員の各種研修機関等への派遣の推進	人事課	1 9

基本目標 2 一人ひとりを大切にできる社会づくり

施策の方向	施策	No.	取り組み	所管課等	頁
1 子どもたちの心に育てる人権意識	①学習の場における男女共同参画の推進	(13)	人権を尊重する教育の推進	指導課	20
		(14)	教職員に対する研修の充実	指導課	21
		(15)	男女共同参画の視点に立った学校運営	指導課	21
		(16)	保護者への意識啓発（学校）	指導課	22
		(17)	保護者への意識啓発（「親の学習」講座）	青少年課	22
	②性及び自己を尊重するための教育	(18)	学校教育における性に関する適切な教育の推進	指導課	23
		(19)	エイズ・性感染症予防のための啓発	指導課	23
		(20)	性の多様性への理解の促進	指導課	24
2 あらゆる暴力の根絶	①あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発	(21)	各種啓発資料による暴力防止の啓発と情報提供	人権・男女共同参画課	25
		(22)	パネル展示等による意識啓発	人権・男女共同参画課	25
	②被害者の安全確保と支援体制の整備	(23)	被害者発見のための通報についての周知	人権・男女共同参画課	26
		(24)	住民基本台帳事務における支援措置	市民課	26
		(25)	一時保護所までの同行支援	子ども支援課	27
		(26)	一時保護入所から自立までの支援	子ども支援課	27
		(27)	自立に向けた支援の実施	生活ふくし課	28
		(28)	関係機関担当者間のネットワーク強化の推進	人権・男女共同参画課	28
	③相談体制の強化	(29)	相談窓口等の情報提供や各種制度の利用促進	ふくし総合相談室 人権・男女共同参画課	29
		(30)	安全確保のための相談業務の充実（無料相談・男女共同参画苦情処理）	広聴室 人権・男女共同参画課	29
		(31)	相談員の研修機会の増加	人権・男女共同参画課	30
		(32)	関係機関の連携強化	人権・男女共同参画課	31

基本目標 2 一人ひとりを大切にできる社会づくり

施策の方向	施策	No.	取り組み	所管課等	頁
3 ライフ ステージに 応じた 心身の健康 づくり	①生涯を通 じた心身の 健康づくり	(33)	健康づくりのための各種事業の充実	健康推進課	32
		(34)	健康教育、健康相談の充実	健康推進課	33
		(35)	女性相談の充実	人権・男女共同参画課	34
	②性と生殖 に関する健 康と権利を 重視した健 康支援	(36)	ライフステージに応じた女性の保健 事業等の推進	健康推進課	35
		(37)	女性のライフサイクルに応じた健康 相談	健康推進課	36
		(38)	性の健康に関する情報提供と意識啓 発	健康推進課	36
		(39)	女性特有疾患の予防に対する補助の 実施	健康推進課	36

基本目標 3 男女が共にいきいき暮らせるまちづくり

施策の方向	施策	No.	取り組み	所管課等	頁
1 男女が働きやすい環境づくり	①男女の雇用機会と待遇の均等の確保	(40)	労働関係法規等の周知・啓発 (情報提供)	商工観光課	38
		(41)	労働関係法規等の周知・啓発 (労働相談)	商工観光課	39
		(42)	各種事業・制度についての情報提供	商工観光課	39
		(43)	企業担当者向け啓発活動の推進	人権・男女共同参画課	40
		(44)	職場におけるハラスメント、差別的慣行防止のための周知・啓発	商工観光課	40
		(45)	職場におけるハラスメント、差別的慣行防止のための周知・啓発(学校)	学務課	41
		(46)	職場におけるハラスメント、差別的慣行防止のための周知・啓発(市)	人事課	41
	②女性のチャレンジ支援	(47)	就労に向けた技術習得機会の情報提供	商工観光課 人権・男女共同参画課	42
		(48)	就職の悩み相談	商工観光課	42
		(49)	「三郷市ふるさとハローワーク」 との連携	商工観光課	43
		(50)	内職相談	商工観光課	43
		(51)	就業情報の充実	商工観光課	44
	③ワーク・ライフ・バランス推進のための支援	(52)	ワーク・ライフ・バランスの啓発	商工観光課	44
		(53)	育児休業・介護休業制度の普及の啓発	商工観光課	45
		(54)	男女平等の視点での優良企業のPRの実施	商工観光課 人権・男女共同参画課	45
		(55)	市職員における育児休業・介護休暇等の制度の活用促進など	人事課	46

基本目標 3 男女が共にいきいき暮らせるまちづくり

施策の方向	施策	No.	取り組み	所管課等	頁
2 楽しく子育てをするための環境づくり	①地域で支える子育ての環境づくり	(56)	保育所等の施設における多様な保育サービスの充実	すこやか課	47
		(57)	放課後児童クラブの充実	教育総務課	47
		(58)	地域の子育て環境の整備と支援体制の充実（乳幼児家庭全戸訪問事業）	健康推進課	48
		(59)	地域の子育て環境の整備と支援体制の充実（地域子育て支援拠点事業）	子ども支援課	48
		(60)	地域の子育て環境の整備と支援体制の充実（ファミリーサポートセンター事業）	子ども支援課	49
		(61)	地域の子育て環境の整備と支援体制の充実（園庭開放事業）	すこやか課	49
		(62)	地域の子育て環境の整備と支援体制の充実（放課後子ども教室）	生涯学習課	50
	②男性の家事・育児参加の促進	(63)	男女が共に家事・育児を担うための実践的講座の実施（両親学級）	健康推進課	50
		(64)	男女が共に家事・育児を担うための実践的講座の実施（家庭教育学級）	生涯学習課	51
		(65)	父親向けプログラムの充実	子ども支援課	51
	③子育てに関する情報提供・相談事業の充実	(66)	子育てに関する情報提供と相談の充実（子育て支援総合窓口）	子ども支援課	52
		(67)	子育てに関する情報提供と相談の充実（「にこにこ子育て応援ガイド」発行）	子ども支援課	52
		(68)	子育てに関する情報提供と相談の充実（乳幼児子育て相談）	すこやか課	53
		(69)	子育てに関する情報提供と相談の充実（教育相談窓口）	指導課	53

基本目標 3 男女が共にいきいき暮らせるまちづくり					
施策の方向	施策	No.	取り組み	所管課等	頁
3 男女が 元気な活力 ある地域社 会づくり	①地域の 中での男 女共同参 画の推進	(70)	三郷市協働によるまちの魅力アップ 事業	市民活動支援課	54
		(71)	生涯学習協働事業	生涯学習課	55
		(72)	市民企画講座	生涯学習課	55
		(73)	市民団体提案型協働委託事業	人権・男女共同参画課	55
		(74)	避難所運営における男女共同参画の 推進	危機管理防災課	56
		(75)	自主防災組織における女性役員登用の 啓発・促進	危機管理防災課	56
	②高齢者 等の社会 参加の推 進と安心 して暮ら せる環境 づくり	(76)	高齢者の生きがいづくりの充実 (シルバー元気塾)	シルバー元気塾いき いき課	57
		(77)	高齢者の生きがいづくりの充実 (みさと生きいき大学)	生涯学習課	58
		(78)	高齢者の生きがいづくりの充実 (シルバー講座)	生涯学習課	58
		(79)	交流・ふれあいの場の提供 (世代交流館ふれあいパーク)	市民活動支援課	59
		(80)	交流・ふれあいの場の提供 (老人福祉センター)	長寿いきがい課	59
		(81)	交流・ふれあいの場の提供 (高齢者わくわく事業)	長寿いきがい課	60
		(82)	充実した社会参加の促進 (老人クラブ補助)	長寿いきがい課	60
		(83)	充実した社会参加の促進 (みさと雑学大学)	生涯学習課	60

基本目標 1 男女共同参画をすすめるための意識づくり

施策の方向 1 男女で進める意識づくり

無意識のうちに身に付いてしまった性別に関する固定的意識に気付いて改善・解消を図り、性別ではなく個性に基づいて自分らしく生きていけるような社会の実現をめざしていくためには、日常生活のあらゆる場面での男女平等・男女共同参画意識の普及啓発が必要になります。そのため、人権や男女平等・男女共同参画についての情報提供や市民対象の事業、講演会の開催、情報紙の発行等による男女平等・男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動に、よりいっそう力を入れていきます。

<数値目標>

評価指標	根拠データ	現状値（平成30年度）	目 標
男女平等についての意識	第17回三郷市市民意識調査	32.5% （家庭生活では「平等になっている」と答えた人の割合）	60.0% 以上

施策① 男女共同参画を進める啓発活動の充実

施策の内容

市民一人ひとりに男女共同参画の意識が浸透し、みんなが職場、学校、地域、家庭で、自主的・積極的に男女共同参画を実践することを支援・促進するため、今後も継続して意識の啓発に努めていきます。

【具体的な取り組み】

（１）男女共同参画に関する情報紙の充実

事業概要	男女共同参画に関するさまざまな取り組みの中から、毎年テーマを決め、市民に広くメッセージを発信するために、情報紙『華』を市民スタッフが作成し、町会・自治会等を通じて市広報とともに各世帯に配布を行う。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	「ライフとワークの多様性」をテーマとして、家族で協力して家事・育児を行っている家庭取材した。
平成30年度実績	- 男女共同参画推進市民スタッフを新規に公募した。経験者3名と、新たに女性スタッフ1名、男性スタッフ1名の応募があり、計5名で活動した。 - 市民スタッフが企画・取材・編集を行い、男女共同参画情報紙「華」45号を作成し、広報みさと2月号（平成31年2月15日号）に併せて、各世帯に配布した。また、埼玉県や県内市町村男女共同参画担当課等へ送付した。 - 企画・編集会議：平成30年8月2日、9月6日、10月25日、11月30日、12月28日、平成31年1月18日 - 人口増加に伴い、部数を54,000部から55,000部へ増刷した。 - テーマについて、市民スタッフ会議において、「ライフとワークの多様性」

	と決定し、テーマに沿うイラストを三郷工業技術高校へ協力依頼し、高校生からイラストの提供をいただき、表紙および挿絵として掲載した。 ・情報紙が45号となり、男女共同参画をめぐる社会情勢も変化しているため、情報紙の名称を一般公募した。 ・印刷業者との調整の結果、全てのページをカラー印刷にすることができた。
事業実施の際の課題	新規スタッフとして、男性1名と女性1名の応募があった。会議が平日のため、男性のスタッフの確保が難しい。
次年度以降の取り組み	情報紙の新たな名称を決定し、その名称に合った内容の情報紙を市民スタッフとともに作成する。
所管課	人権・男女共同参画課

(2) パンフレット・啓発冊子等の発行

事業概要	「三郷市男女共同参画社会づくり条例」に関するパンフレットの配布や当計画の「概要版」の配布などによって固定的な性別役割分担意識の解消に努める等、男女共同参画意識向上、男女共同参画社会実現のための情報提供を充実させる。また、他課が主催して行われる事業等の際に、男女共同参画についてのリーフレットを配布する等、広く意識の啓発を図る。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	・女性相談、男性相談の両方のリーフレットを設置した。
平成30年度実績	・男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動週間に合わせて、市民ギャラリーにプランの概要版やリーフレット等を設置した。 ・みさと子育てフェスタ（9月22日開催、於：東和東地区文化センター）において、会場内に男女共同参画に関するコーナーを設け、パネル等を展示するとともに、プランの概要版やリーフレット等を設置した。 ・商工観光課主催の「女性創業支援セミナー」「働きたい女性のための就職支援セミナー」開催時にもリーフレット等を配布した。
事業実施の際の課題	実際に手に取ってもらえること、見てもらう・読んでもらえるような工夫が必要。
次年度以降の取り組み	手に取ってもらえるよう、ポップ等で目を引くようなレイアウトを工夫する。
所管課	人権・男女共同参画課

(3) パネル展示等による意識啓発

事業概要	国が定める「男女共同参画週間」（6月23日～29日）に合わせた市役所市民ギャラリーでのパネル展示等を市民向けの啓発活動として開催し、意識の啓発を図って、男女共同参画社会の実現につなげる。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	市民ギャラリーにパネルを展示し、多くの人の目に触れるようにし、サイドにリーフレットコーナーを設置し、見やすい配置に心がけた。

平成30年度実績	期間：平成30年6月12日（水）～7月1日（月） 内容：庁舎に懸垂幕、駅前大橋に横断幕を掲示 期間：平成30年6月8日（金）～29日（金） 内容：市役所市民ギャラリーにパネルを展示、リーフレット等を設置
事業実施の際の課題	多くのかたに興味をもっていただけるような表現や工夫が必要。
次年度以降の取り組み	パネルの内容等を見直し、多くのかたに興味をもっていただけるよう工夫する。
所管課	人権・男女共同参画課

（４）男女共同参画関連書籍等による情報の提供

事業概要	男女共同参画に関するさまざまな分野の図書を収集し、市民が男女共同参画に関する情報を収集することのできる環境を提供する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	貸出方法を簡略化したことを強調して全庁通知を行った。
平成30年度実績	ジェンダー、SDGs、LGBT、パパの育児、働くママなどをテーマにした書籍を18冊購入し、図書貸出本棚へ保管した。 また、簡略化した貸出方法を再度通知し、積極的な活用について全庁通知を行った。 その結果、前年度は実績がなかったが、32冊の貸出があった。
事業実施の際の課題	書籍が女性相談室内にあるため、入りにくさがあると思われる。
次年度以降の取り組み	借りやすい方法を検討し、また、新規購入図書の紹介を行うなどの周知方法等を工夫する。
所管課	人権・男女共同参画課

（５）性別にとらわれない広報紙づくり等の推進

事業概要	月に1回（15日）市制の動き、市民の情報、まちの話題、各種催し等を掲載して発行している『広報みさと』の編集について、性別や年齢等にとらわれない紙面づくりに努める。市ホームページやその他広報媒体（プレスリリース、フェイスブック、ツイッター等）に掲載する文章、写真等について、性別や年齢にとらわれない表現に配慮した情報発信を行う。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	市のホームページでは、引き続きアクセシビリティの確保に努め、広報みさとやプレスリリース、Facebook、Twitter等の情報発信においても、男女共同参画の視点での配慮を欠くことのないよう、複数人で慎重に校正を行った。

平成30年度実績	・広報みさとや市ホームページ、その他広報媒体（プレスリリースやFacebook、Twitterなど）に掲載する文章、写真等については、性別や年齢にとられない表現に配慮した情報発信を行った。 ・広報みさとの市民のかたを紹介するコーナーの「いきいきライフ」では、性別や年齢が偏らないように取材対象を選考した。
事業実施の際の課題	・市で発信する情報の受け手である市民の性別や年齢、障がいの有無や国籍等の多様性に配慮する必要がある。 ・使用する写真やイラストは、年齢や性別が偏らないよう留意する。
次年度以降の取り組み	・男女共同参画の視点に立った表現（文章・写真など）となっているか、複数人で確認作業を行う。 ・市民のかたを紹介する記事では、性別や年齢が偏らないよう取材対象を選考する。
所管課	人権・男女共同参画課



施策の方向2 男女の意見を反映させた政策・方針づくり

政策・方針決定の過程に男女が共に参画し、さまざまな意見を反映させることは、男女共同参画社会の実現のために大変重要なことです。

今後もよりいっそう、政策・方針決定の場への女性の参画を促進するため、審議会の規定等の柔軟な運用、慣例の見直し、人材の発掘や育成に取り組むとともに、女性の意見等が政策・方針決定の過程に反映されるような意識づくりに努め、市自らが女性登用の推進に向けた「特定事業主行動計画」に基づき男女共同参画を推進します。また、企業や地域活動の中で女性が方針決定に参画できるよう、啓発活動等の働きかけを引き続き行います。

<数値目標>

評価指標名	根拠データ	現状値 (平成30年度)	目 標
市の審議会等への女性委員の比率	実績	31.0% (平成31年4月1日現在)	35.0%
市職員の係長職中の女性の（登用） 比率	実績	26.0% (平成31年4月1日現在)	35.0%

施策① 審議会等への女性の積極的な登用

施策の内容
審議会等においていっそうの女性参画が図られるよう、女性委員の登用を積極的に進めます。

【具体的な取り組み】

（６）「特定事業主行動計画」の推進

事業概要	女性活躍推進法に基づく本市の「特定事業主行動計画」を策定し、計画期間・数値目標・取り組み内容等を記載して、毎年実施状況を公表する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	採用試験では必ず面接官に女性を採用しており、女性の視点を取り入れて、採用活動を行っている。
平成30年度実績	- 採用者の女性割合 消防以外 男性11名（31.4％） 女性24名（68.6％） 消防 男性10名（100％） 女性0名（0％） - 係長職（4級職）に占める女性の割合 男性130名（73.9％） 女性45名（26.1％） - 同様の内容を公表予定
事業実施の際の課題	係長試験を受験しない女性職員が多く（対象78人中2人受験）、職員全体の男女比からも女性の係長職の割合が少ない。
次年度以降の取り組み	特定事業主行動計画に掲げる事業を推進し、昇任意欲を醸成する職場環境づくりに引き続き努めていく。
所管課	人事課、人権・男女共同参画課

（７）審議会等の女性委員参画の推進

事業概要	審議会等への女性の登用率の目標である「35.0％」を達成できるよう、各審議会等の所管課に対して女性委員参画推進についての協力要請を行う。特に委員の改選時期にはタイミングを逃さずに働きかけを行う。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	委員の改選時期に合わせて、担当課へ直接、女性の登用について協力要請を行った。
平成30年度実績	審議会への女性の登用について、庁内掲示板にて女性委員参画推進についての協力要請を行った。委員の改選があった課（下水道課）には、個別に協力要請を行った。また、人権・男女共同参画課から文書を発出する際に、女性委員の登用を促すよう働きかけた。 【審議会等の女性委員の比率】 平成28年4月1日現在：29.2％ 平成29年4月1日現在：30.3％ 平成30年4月1日現在：30.6％ 目標値：平成32年4月1日現在 35.0％
事業実施の際の課題	毎年、比率が上昇していることから、継続的に取り組んでいる成果が出ていると思われる。しかし、目標値までに差があることから、更に積極的に各課への協力を依頼する必要がある。
次年度以降の取り組み	委員の改選時期に合わせて、女性委員の積極的な登用について働きかけを行う。また、当課から文書を発出する際は、女性の登用を促すような働きかけを行う。
所管課	人権・男女共同参画課

(8) 女性委員ゼロの審議会等への働きかけ

事業概要	審議会等への女性の登用率の目標である「35.0%」を達成できるよう、委員の男女構成比の偏りによる集団におけるジェンダーギャップを無くして男女共同参画社会の実現をめざすため、女性の比率の低い審議会等の所管課に対して女性委員参画推進についての協力要請を行う。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	積極的に女性委員を登用するよう働きかけた。
平成30年度実績	審議会への女性の登用について、庁内掲示板にて女性委員参画推進についての協力要請を行った。委員の改選があった課（下水道課）には、個別に協力要請を行った。また、人権・男女共同参画課から文書を発出する際に、女性委員の登用を促すよう働きかけた。 【審議会等の女性委員の比率】 平成28年4月1日現在：29.2% 平成29年4月1日現在：30.3% 平成30年4月1日現在：30.6% 目標値：平成32年4月1日現在 35.0%
事業実施の際の課題	委員の改選の時期がそれぞれ異なるため、改選時期を把握して働きかけることが必要と思われる。
次年度以降の取り組み	女性委員がゼロの審議会等は、概ね固定化されているため、重点的に女性委員の登用を働きかけていく。
所管課	人権・男女共同参画課

(9) 審議会等の委員選出基準の見直しの検討

事業概要	国、県や他自治体等の審議会等の委員選出基準について調査を行い、特に「男女比」に配慮するよう審議会等の基準を設けることについて検討を行う。また、併せて男女比の偏りによる弊害等について調査を行う。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	積極的な女性の登用について依頼した。
平成30年度実績	6月に各課に対して、審議会等の委員の男女比についての調査を行った。委員の改選時期に合せて、担当課へ女性の積極的な登用について依頼した。
事業実施の際の課題	女性委員が「0」の審議会等は、委員定数の少ない審議会等である。消防等は、男性中心であることが多く、女性が介入しにくい状況であると思われる。
次年度以降の取り組み	女性委員が「0」の審議会等について、重点的に女性の登用を依頼する。
所管課	人権・男女共同参画課、企画調整課

施策② 市職員の男女共同参画の意識づくり

施策の内容
各行政施策を推進する職員一人ひとりが男女共同参画の重要性を認識し、率先して市民のモデルになっていくために、職員への研修等により意識啓発を積極的に進めていきます。 また、女性職員のモチベーションやチャレンジ意識の向上を促進していきます。

【具体的な取り組み】

(10)「職員男女共同参画研修会」の実施

事業概要	市の係長職への女性の登用率の目標である「35.0%」を達成できるよう、正しい理解を深め、広く職員の意識高揚を図り、市民サービスにつなげるための「職員研修会」を開催する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	職業生活における女性活躍を推進するため、主査試験の対象となる職員を女性を中心としつつ、男性も対象とした。
平成30年度実績	職員一人ひとりが男女共同参画の重要性を認識するため、また、女性活躍推進法に基づき、女性の職業生活における活躍を推進するために「職員研修会」を開催。 ○女性を中心とした職業生活における活躍を推進するための研修会 開催日：7月26日（木）13時30分～16時30分 テーマ：男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス 「女性活躍のホンネとタテマエ」 講師：博報堂リーママプロジェクトリーダー (株)Voice Vision エグゼクティブコミュニティプロデューサー 田中 和子氏 対象：主に主任・主事級職員、主査試験の対象となる主任職員 参加者：38名
事業実施の際の課題	実施時のアンケートでは、前向きな感想がある一方、一度の研修では行動変容までには至らないものもあった。
次年度以降の取り組み	仕事に対する考え方が固定化する前の時期に、自身のキャリアプランを考えられる時期の職員を対象としていく。
所管課	人事課、人権・男女共同参画課

(11)管理職等への女性職員の登用の推進

事業概要	女性職員の管理職等への登用を推進し、市政に関する政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、管理職等への登用の前提となる主任職や主査・係長職試験の受験勧奨を行うとともに、管理職への昇任者の決定方法として「選考」によるしくみを継続する。
------	---

男女共同参画の視点で取り組んだこと	職業生活における女性活躍を推進するため、主査試験の対象となる職員を女性を中心としつつ、男性も対象とした。
平成30年度実績	・管理職昇任者の決定は引き続き「選考」により行った。 ・一部の職員研修の場で職員に対して昇任試験の受験勧奨を行った。 ・平成31年4月1日付の昇任者数は以下のとおり。 管理職への昇任者・・・17人　うち女性2人（11.8%） 係長級職への昇任者・・・21人　うち女性3人（14.3%） 主任級職への昇任者・・・23人　うち女性10人（43.4%）
事業実施の際の課題	子育てとの両立が難しいと考える職員が多く、係長主査試験を受験する女性職員が少ない。
次年度以降の取り組み	働き方改革を推進し、職場を活性化させるとともに、管理・監督職の魅力を伝えることにより、職員の昇任意欲の向上を図りたい。
所管課	人事課

(12)女性職員の各種研修機関等への派遣の推進

事業概要	「市町村アカデミー」や「彩の国さいたま人づくり広域連合」にて開催される研修に、職員の適性に応じて女性職員を派遣する。また、女性職員のみを対象とした「女性のためのキャリアデザイン」等へも公募のうえ派遣を行う等、積極的に研修の受講機会を設ける。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	派遣研修は、昇格時や職員の適性に応じて、男女問わずに研修機関への派遣を実施している。また、女性職員を対象とした研修の公募・派遣を実施することで、積極的に受講機会を提供している。
平成30年度実績	平成30年度の派遣研修へ参加した女性職員は以下のとおり。 自治大 学 校・・・係長級1名 市町村アカデミー・・・主事級2名、係長級1名 彩の国さいたま人づくり広域連合・・・主事級1名、主任級2名、係長級1名、新任係長級1名 女性職員のためのキャリアデザイン・・・新任係長級1名 埼玉県総合技術センター・・・主事級1名、主任級1名
事業実施の際の課題	女性職員は、宿泊を伴う長期の派遣研修への参加が難しい場合が多く、参加可能な研修が限定される。
次年度以降の取り組み	より多くの女性職員が研修を受講できるように、宿泊を伴わない研修について、引き続き参加者枠の積極的な確保・公募・派遣を実施する。また、OJTを推進することにより、研修に参加しやすい職場環境を整える。
所管課	人事課



基本目標 2 一人ひとりを大切にできる社会づくり

施策の方向 1 子どもたちの心に育てる人権意識

男女平等を含めた人権の意識は、幼い頃から、その時々の子どもの社会の枠組みや本人が置かれている環境等の影響を受けながら徐々に形成されます。幼い頃に男女共同参画の意識が根付くことは、「男女共同参画社会」の実現に向けた大きな第一歩となります。

そこで、男女平等を含めた人権の意識を育てる視点を取り入れた教育を進め、子どもの頃から男女平等・男女共同参画の意識を根付かせるような働きかけを行います。

また、親や学校の先生を含めた周りの大人の子どもの子どもへの接し方が男女平等・男女共同参画意識の形成に大きな影響を及ぼすため、保護者へも意識啓発を行っていきます。

子どもの成長に合わせて、性に関すること等とともに男女共同参画意識や男女平等を含めた人権の意識の教育を行うことで、他人のことも尊重できるような意識を育みます。

<数値目標>

評価指標名	根拠となるデータ	達成状況 (平成30年度)	目 標
男女平等についての意識 (学校教育の場では「平等になっている」と答えた人の割合)	第17回三郷市市民意識調査	22.6%	60.0% 以上

施策① 学習の場における男女共同参画の推進

施策の内容

子どもの発達段階に応じた男女平等・男女共同参画意識の育成を図って次代を担う子どもの男女共同参画等の意識づくりを進め、市民一人ひとりが男女共同参画等の意識を持った社会の形成をめざします。

【具体的な取り組み】

(13) 人権を尊重する教育の推進

事業概要	男女相互理解・相互協力等の男女平等、男女共同参画等に関することや、自分も他人（相手）も大切にできるようになるような教育の推進を図る。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	・ 男女共同の視点を重視して児童会や生徒会活動に取り組むようにした。 ・ 道徳授業（特別の教科 道徳）のB「主として人との関わりに関すること（友情・信頼）」の視点から、異性についての理解を深めることや人間関係の築き方について指導をしている。
平成30年度実績	・ 市内全小中学校の人権教育全体計画と年間指導計画の中に「男女相互理解・相互協力」を 位置づけ、特に道徳や特別活動の授業を実施した。 ※平成30年4月 各校から人権教育全体計画提出及び年間指導計画提出、確認した。

事業実施の際の課題	・男女共同参画のパンフレットの効果的な活用方法を研究すること。 ・LGBTについて、発達段階に応じた指導内容及び指導方法を研究する必要があること。
次年度以降の取り組み	・教育計画の内容について、確認と見直し作業を実施する。 (LGBTに関する指導の位置付け)
所管課	指導課、青少年課、生涯学習課

(14) 教職員に対する研修の充実

事業概要	教職員に対する研修の充実に努め、教育者としての人権意識の向上を図る。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	・学校運営は、男女区別なく関わり、企画立案実施している。 ・倫理確立委員会（教職員対象）を設置し、性別による不利益などがない職場環境の維持に努めた。
平成30年度実績	・学校教育の運営方針に、男女共同参画の視点を位置づけた。 ・市内全小中学校で、校内人権教育研修会を実施し、教師の人権意識の高揚を図った。（主に夏季休業中） ・市内全小中学校に校内倫理確立委員会を設置し、校内研修等においてセクシャル・ハラスメント防止について取り上げた。
事業実施の際の課題	・各校の倫理確立委員会（教職員対象）の中で継続的にセクシャル・ハラスメント防止について取り上げること。
次年度以降の取り組み	・継続して実施する。
所管課	指導課

(15) 男女共同参画の視点に立った学校運営

事業概要	男女共同参画の視点を踏まえた生活指導・進路指導等の学校運営を行う。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	・自他ともに尊重し、共感的人間関係の育成を図る生徒指導を展開した。 ・社会体験チャレンジ事業では、男女平等の視点で職業を捉え、体験希望先を選択した。 ・進路指導にあたっては、体験学習を重視するとともに、生徒自らが幅広く情報収集し、主体的に進路を選択できるようにした。
平成30年度実績	・実際の知識や技術・技能に触れることを通して、社会の構成員として共に生きる心を養い、望ましい勤労観、職業観の育成することに重点をおき、市内全中学校の第2学年において、3日間の社会体験チャレンジ事業を実施した。（実施期間 7月～1月） ・市内全中学校において、生徒の将来の夢や希望を育み、進路意識の高揚を図るために、地域で活躍する方々との連携による「ふれあい講演会」を実施した。
事業実施の際の課題	・将来を自ら切り開こうとする主体性の基盤となる「自己指導能力」を育成すること。 ・生徒数増加に伴い、受け入れていただく事業所が不足していること。

	・ねらいを追及し、事前及び事後の学習において更なる工夫を図ること。
次年度以降の取り組み	・社会体験チャレンジ事業を継続して実施する。 ・他の教科や領域との関連を図り、学校の教育活動全体を通して計画的・組織的な「進路指導・キャリア教育」を実践する。 ・小中連携の視点から、系統的な進路指導・キャリア教育を実践する。
所管課	指導課

（１６）保護者への意識啓発（学校）

事業概要	学校公開や運動会を土・日曜日に開催し、男性の学校教育への参画を図るとともに、「親の学習」講座等を活用し、考え方だけでなく教育の具体的な指導方法を保護者に伝え、意識の共有・啓発を図る。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	・市内全小・中学校27校で、運動会や体育祭、学校公開を実施した。 ・学校応援団推進事業に市内小・中学校全27校が参加した。 ・保護者や地域の方々がボランティアとして学校の環境整備や学習支援、登下校見守り活動などに取り組んでいる。
平成30年度実績	・市内全小・中学校27校で、運動会や体育祭を土曜日から日曜日に実施した。 ・学校公開日を金・土・日曜日に実施した。 ・学校応援団推進事業に市内小・中学校全27校が参加した。 ・保護者や地域の方々がボランティアとして学校の環境整備や学習支援、登下校見守り活動などに取り組んでいる。
事業実施の際の課題	・高齢化が進むなか、ボランティア等に関して、新たに人材を確保すること。
次年度以降の取り組み	・新たな人材を確保できるよう校長会・教頭会と連携する。 ・スクールガードリーダー研修会等でも、ボランティアへ呼びかけを積極的に行う。
所管課	指導課

（１７）保護者への意識啓発（「親の学習」講座）

事業概要	家庭の教育力向上を図るため、子育て応援事業「親の学習」を実施する。 「親の学習」は埼玉県家庭教育アドバイザー（ファシリテーター）を介して、保護者のかたが子育てについて話し合うことで、意識の共有・啓発を図る。 男性のかたも参加しやすい土・日曜日の学校公開において「親の学習」講座を行うことで、男性の子育てへの積極的な参加を促す。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	就学時健康診断や学級懇談会、学校公開日に「親の学習」講座を実施し、男性（父親）が講座へ参加する機会を作るよう努めている。
平成30年度実績	市内小学校の学校公開日において「親の学習」を実施、79講座 延1551名の保護者の参加があり、父親の参加率はほぼ2割であった。 ・テーマは「子どもの自立」や「良好な親子関係」など様々なものがあり、学校の要望に応じて行っている。 ・振り返りの部分では、ファシリテーターが「子育て」について、しっかりとテーマに沿ったまとめを保護者に伝えている。
事業実施の際の課題	「親の学習」は子育ての悩みを家庭内で抱え込まず、みんなで一緒に考える

	ことを目的としている。小・中学校等からの依頼により開催する講座は、授業の一環として、開催告知を学校にお任せしているが、参加しない保護者のかたもいるので、どうしたら参加してもらえるのか考える必要がある。
次年度以降の取り組み	講座数の定着は図れていることから、講座の質を上げることによって男女（夫婦）で子育てへの理解度を深めるとともに、家庭教育の充実を図っていく。
所管課	青少年課、指導課、生涯学習課

施策② 性及び自己を尊重するための教育

施策の内容
男女が互いの性を理解・尊重できるよう、性に関する発達段階に応じた正しい知識についての教育を行います。

【具体的な取り組み】

（１８）学校教育における性に関する適切な教育の推進

事業概要	互いの性について尊重し合えるように、男女の性差、個の違い等を知ることができる教育を推進する。また、保健指導として、児童・生徒だけでなく保護者も学べる機会をつくる。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	・思春期の内分泌や生殖、遺伝子等にかかわる機能について学習をしている。 ・互いの性を尊重し合えるよう、指導方法や教材教具を工夫して、授業の充実を図っている。 ・性に関する指導内容や教材教具を工夫し、男子・女子の立場から相手を尊重した話し合い活動を行っている。
平成３０年度実績	・市内小学校１９校においては、特別の教科道徳、体育科（保健）、理科、特別活動等で授業を実施。 ・市内中学校８校においては、保健体育、特別活動等で授業を実施した。
事業実施の際の課題	・教科横断的に性に関する指導を実施していくこと。
次年度以降の取り組み	・新学習指導要領に基づき、継続して取り組む。
所管課	指導課

（１９）エイズ・性感染症予防のための啓発

事業概要	男女が互いの性を理解・尊重し、性に関して適切な意思決定や行動選択をできるよう、エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及・啓発に努める。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	・エイズ及び性感染症の知識や予防等について学習を進めている。
平成３０年度実績	・市内小学校１９校においては、体育科（保健）で授業を実施した。 ・市内中学校８校においては、保健体育で授業を実施した。
事業実施の際の課題	・性感染症防止に対するさらなる意識高揚を図ること。 ・男女が互いに尊重する態度を育成すること。

次年度以降の取り組み	継続して取り組む。
所管課	指導課

（２０）性の多様性への理解の促進

事業概要	「性同一性障害」等自分の性別に違和感を感じる人や同性愛、両性愛といった異性愛以外の性指向を持つ人等、性の多様性についての理解を促進するための講座等を実施する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	・特別の道徳の学習を要とし、教育活動全体で性の多様性の理解を進めている。 ・各教科のグループ学習のなかで、互いの意見を尊重できる話し合い活動になるよう指導している
平成30年度実績	・市内小・中学校27校では、各学年週1時間、特別の教科道徳の学習を実施している。特別の教科道徳の学習を要とし、相互の性や自己を尊重する態度等を育成できるよう指導している。 ・教育活動全体を通して、生命を尊重し個性を伸長する態度等を育成できるよう指導している。
事業実施の際の課題	・発達段階に応じた性の多様性への教育を充実すること。 ・LGBTについての指導内容や指導方法を研究していくこと。
次年度以降の取り組み	継続して取り組む。
所管課	指導課、人権・男女共同参画課



施策の方向２ あらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力の根絶に向けて、暴力を防止する啓発活動、関係機関等との情報交換や連携体制の強化に努め、被害者の安全の確保や支援、相談の充実等を図ります。

<数値目標>

評価指標名	根拠となるデータ	達成状況 (平成30年度)	目標値 (平成32年度)
DVを受けたときに誰かに相談した人のうち、公的機関等に相談した人の割合	第17回三郷市市民意識調査	35.5%	60.0%以上
市の「配偶者暴力相談支援センター」の設置数	—	0か所 (未設置)	1か所

施策① あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発

施策の内容
配偶者・パートナーからの暴力や児童、障がいのある人、高齢者等への虐待等のあらゆる暴力を根絶するため、市民へのいっそうの広報や予防活動・教育の充実を図っていきます。

(21) 各種啓発資料による暴力防止の啓発と情報提供

事業概要	市役所の「男女共同参画情報コーナー」や人権・男女共同参画課前のラックにDVやデートDV、児童虐待等についての各種パンフレット等を常時設置し、配布する。被害者・加害者・支援者等に気付きを促し支援につなげることを目的とし、オープンスペースに設置します。また、デートDVや家族間暴力、児童への虐待等、関連する内容と共にリンク可能な広報物の作成を検討する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	女性に関する情報コーナーに設置することで、DV以外の内容のものも設置し、いろいろな情報に触れやすいよう配慮した。イラスト等がある、親しみやすい表紙のものを選んで設置した。DVと児童虐待は、密接にかかわっていることが多いため、児童虐待についての認識を深める。
平成30年度実績	「男女共同参画コーナー」および人権・男女共同参画課前のラックにDVやデートDV、児童虐待等についての各種パンフレット等を設置した。市役所および健康福祉会館内の女性用トイレに、女性相談周知カードを設置し、適宜補充している。イベントや講座の際に、資料とともに相談カードも入れてい配布している。デートDV防止の啓発品を作成した。
事業実施の際の課題	児童虐待について、通報方法についての周知。
次年度以降の取り組み	被害を最小限にするためには、啓発活動は必要である。DVやデートDVの相談窓口、児童虐待に関する通報についての周知方法の検討。
所管課	人権・男女共同参画課、子ども支援課

(22) パネル展示等による意識啓発

事業概要	国が定める「男女共同参画週間」(6月23日～29日)、「女性に対する暴力をなくす運動週間」(11月12日～25日)、パープルリボン展において、市内での横断幕・懸垂幕の掲示やパネルの展示等を行って意識の啓発を図り、女性への暴力の問題に対する取組をいっそう強化する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	若年層への周知にも配慮し、デートDVのパネルを展示し、リーフレット等を設置した。 女性相談と男性相談のリーフレットを両方とも設置した。
平成30年度実績	○男女共同参画週間 庁舎に懸垂幕、駅前大橋に横断幕を掲出(6月12日～7月1日) 市民ギャラリーにパネルを展示、リーフレット等を設置(6月8日～29日) ○女性に対する暴力をなくす運動週間 庁舎に懸垂幕、駅前大橋に横断幕を掲出(11月6日～26日) 市民ギャラリーにパネルを展示、リーフレット等を設置(11月9日～26日) ○パープルリボン展 新三郷ららぽーと内「ららほっとみさと」にパネル展示、リーフレット等を設置(11月10日～30日)
事業実施の際の課題	設置している「パープルリボン」は定期的に減少していることから、持ち帰りできるものがあることで、見る契機づくりになっていると思われる。多くのかたに興味を持ってもらえるような工夫が必要。

次年度以降の取り組み	デートDV防止を中心に、若年層への周知に力を入れる。
所管課	人権・男女共同参画課

施策② 被害者の安全確保と支援体制の整備

施策の内容
暴力被害の相談は、種々の相談の中でも特に相談者本人が生命の危険にさらされていたり、子どもへの虐待を伴っている等、複合的な問題を含むことも多いため、関係機関の連携を強化し、相談体制等を充実させます。併せて、性別や年齢によるあらゆる暴力等を許さない、という意識を広めて発生を防止すること等、さまざまな観点からの取り組みを進めていきます。

(23) 被害者発見のための通報についての周知

事業概要	被害者を発見したときにためらいなく市や警察に通報ができるよう、DV防止法に基づく通報についてのリーフレット等を作成して周知に努める。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	市内の学校の協力を得て周知することで、若年層からの啓発に取り組んだ。男女を問わず、不特定多数の来場者がある場を利用し、DVや虐待について身近なものとして捉えてもらえるよう、レイアウトや展示内容を工夫した。
平成30年度実績	○市内の学校への啓発：デートDV防止 獨協医科大学附属看護専門学校三郷校において、デートDVについてのリーフレットおよび啓発品を配布（7月28日） ○みさと子育てフェスタ（9月22日、東和東地区文化センター）、オレンジリボン・パープルリボン展（11月10日～30日、ららほっとみさと） 子ども支援課とともに、虐待やDVに関する相談窓口等のリーフレットを設置（9月22日） ○商工観光課の協力 「女性創業支援セミナー」（7月11日）、「働きたい女性のための就職支援セミナー」（1月17日）において、女性相談等のリーフレットを配布
事業実施の際の課題	多くのかた、必要なかたのところへ情報を届けることができるか、改善を重ねる必要がある。
次年度以降の取り組み	将来のDVを防止するためにも、若年層への周知について、より一層取り組みを進める。
所管課	人権・男女共同参画課

(24) 被害者の安全確保と自立の支援〈住民基本台帳事務における支援措置〉

事業概要	DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図る。
------	--

男女共同参画の視点で取り組んだこと	住民基本台帳事務における支援措置の必要性がある方に対して、男女が平等に社会活動に参画する機会を確保するため支援措置を実施しました。 また、支援措置の実施にあたり警察や関係市区町村等と連携を図り、申出者が適切な支援措置を受けることができるよう配慮しています。
平成30年度実績	住民基本台帳事務において、DV、ストーカー行為等の被害者に対する支援措置を実施しました。 この措置により、加害者が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止し、被害者への保護を図りました。 平成30年度の支援措置相談は16件、支援措置申出は83件、他市区町村からの送付分は92件です。
事業実施の際の課題	適切な支援措置を行うために、警察や関係市区町村等と緊密に連携し、支援の必要性や申出状況を正確に把握することが重要ですが、各機関により支援措置の要領等の捉え方に相違があるため調整が必要となります。
次年度以降の取り組み	今後も継続して住民基本台帳事務における支援措置を実施します。また、支援措置期間が1年間であることから、支援措置の期間終了前に支援措置対象者に連絡し、継続の意思確認及び継続手続きの案内を行います。 支援措置の相談があった際、迅速かつ適切に受付をするため、職員への研修等の実施や随時支援措置マニュアルの改訂を行います。
所管課	市民課

(25) 被害者の安全確保と自立の支援《一時保護所までの同行支援》

事業概要	DV被害者について、一時保護所（シェルター）と入所調整を行い、一時保護を行う際に支援先まで同行して支援する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	DV被害者のほとんどは女性であるため、女性ケースワーカーを配置している。
平成30年度実績	一時保護所の入所手续を行う。 DV被害者を一時保護所まで移送する。
事業実施の際の課題	DV被害者が不安にならないように、事務手続きの時間短縮に努める。
次年度以降の取り組み	被害者の心情に配慮して対応をする。 今後も必要に応じて適切な対応を行う。
所管課	人権・男女共同参画課、子ども支援課、長寿いきがい課

(26) 被害者の安全確保と自立の支援《一時保護入所から自立までの支援》

事業概要	一時保護所に入所中の被害者に適切なサービスやサポートの紹介等を行うことにより、被害者の心身の安定を図る。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	DV被害者のほとんどは女性であるため、女性ケースワーカーを配置している。
平成30年度実績	生活保護のケースワーカーや母子生活支援施設などと調整し、自立に向けての支援を行う。

事業実施の際の課題	さらなる被害を防ぐため、遠隔地かつ所縁のない地を選定する。 今後必要に央して適切な対応を行う。
次年度以降の取り組み	被害者の心情に配慮して対応をする。 今後必要に応じて適切な対応を行う。
所管課	子ども支援課、人権・男女共同参画課、長寿いきがい課

(27) 被害者の安全確保と自立の支援<自立に向けた支援の実施>

事業概要	DV被害者の緊急的な救済として、一時保護所への入所に併せて生活保護の申請を受けた場合、退所後に安定した自立生活を送れるよう他市他県への移管を前提とし、転居先の福祉事務所との連携や利用可能なサポートについて支援を行う。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	DV被害者が転居先で安定した生活が送れるよう、家具什器費・被服費・布団代等の支給や関連部署への連絡を密に行い、支障なく生活できる体制をバックアップした。
平成30年度実績	DV被害者がシェルターに入所し、生活保護申請及び転居先までの支援を行い、その後自立した生活ができるよう関連部署とともに利用可能な支援を使ったサポートを行う。 平成30年度DV被害者対応件数 1件
事業実施の際の課題	DV被害者がシェルターを退去し転居を行う際に他市への移管となるため、移管受け入れ先の市町村との調整に時間がかかってしまうことがある。そのため、DV被害者の情報を正確に伝え、移管受け入れ先市町村の調査が円滑に行えるようにする。
次年度以降の取り組み	引き続き、DV被害者がシェルター退所した後の支援を、関連部署との調整等をきめ細かく行い、DV被害者が自立した生活が送れるよう支援を行っていく。
所管課	生活ふくし課

(28) 関係機関担当者間のネットワーク強化の推進

事業概要	被害者への支援を全庁的に行うため、情報交換等を目的として「DV対策庁内連絡会議」を開催し、連携体制・ネットワークの確立・強化に努める。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	個人情報保護についての共通認識を持つことができるよう、庁内会議において、マイナンバー情報連携や個人情報漏えい防止などの研修を行った。また、DV被害者支援担当職員のスキルアップのため、埼玉県と共催で事例検討等を行った。
平成30年度実績	① 開催日：5月18日（金） 内 容：当市における被害者支援について、マイナンバー情報連携における個人情報保護について、DV対応における個人情報保護と関係機関連携について 講 師：企画調整課情報管理係 ② DV被害者支援事例対応会議（埼玉県共催） 開催日：12月21日（金）

	内 容：DV 被害者相談支援状況について、事例検討、意見交換 講 師：佐々木 郁子氏（女性支援コーディネーター、DV 被害者支援アドバイザー） ③ 人権侵害を防ぐための個人情報漏えい防止研修会 開催日：3 月 14 日（木） 講 師：奥津 茂樹氏（NPO法人 情報公開クリアリングハウス理事）
事業実施の際の課題	人事異動に伴い、担当職員も替わるため、質や精度の維持・向上に努める必要がある。
次年度以降の取り組み	庁内会議において、課題の整理と対策を検討し、個人情報の保護に努めるとともに、必要な連携が行うことができるよう、検討を継続する。
所管課	人権・男女共同参画課

施策③ 相談体制の強化

施策の内容
関係機関との連携を強化するとともに相談員の資質の向上を図り、相談体制を充実させていきます。また、「相談のネットワーク化」を図り、被害者自身の安全と生活の安定へ向けた助言を行います。

【具体的な取り組み】

（２９）相談窓口等の情報提供や各種制度の利用促進

事業概要	関係機関との連携を図って相談のネットワーク化を進め、庁内外を問わず相談者のニーズに合った窓口を紹介し、またそれぞれの窓口の情報の提供に努める。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	相談希望がある市民に対して、性別、年代に関わらずに適切な対応を行った。
平成３０年度実績	家族や内縁者等から虐待を受けているまたはその疑いがある相談者に対して、相談対応を行っている。担当課や関係機関がある場合については、適切な窓口の紹介や繋ぐまでの支援を行っている。 平成３０年度 ４名
事業実施の際の課題	福祉に関する総合相談窓口であり、予約は必要ないこととしている。窓口や電話が混雑している時点での対応が課題である。
次年度以降の取り組み	今後も継続して適切な対応を行っていく。
所管課	ふくし総合支援課、人権・男女共同参画課

（３０）安全確保のための相談業務の充実

事業概要	女性が抱えるさまざまな問題に対処するため、専門の女性相談員による「女性相談」を充実させ、解決をめざす。 また、市民が抱える課題や問題を解決するため、無料の法律相談・司法書士相談を実施する。
------	--

	男女共同参画社会づくりに関する市の施策や、男女共同参画社会づくりの推進を妨げると認められる事案に対する苦情について市民、事業者、市民団体、教育に携わる人からの申し出を適切・迅速に処理することを目的として、「男女共同参画苦情処理」を実施する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	予約受付の際、離婚相談で女性からの相談の場合には、相談内容によって「人権・男女共同参画課」の相談窓口を紹介する。
平成30年度実績	① 法律相談 毎週火曜日 1人20分 相談件数：378件 相談日：平成30年4月3日（火）～平成31年3月26日（火）（51日実施） 相談時間：午後1時20分～午後4時 相談方法：面接（予約制） 相談員：弁護士 相談場所：青少年ホーム2階講習室A・B ② 司法書士相談 毎月第3火曜日 1人25分 相談件数：49件 相談日：平成30年4月17日（火）～平成31年3月19日（火）（12日実施） 相談時間：午後1時～午後3時55分 相談方法：面接（予約制） 相談員：司法書士 相談場所：青少年ホーム2階講習室A・B ③ 男女共同参画苦情処理：申出件数0件
事業実施の際の課題	予約の際に聞き取りが不十分の場合もありえる。相談は有資格者の相談員が対応しているため、内容については把握しきれない。
次年度以降の取り組み	相談者の事情を確認し、内容に適した相談窓口を案内する。
所管課	広聴室、人権・男女共同参画課

（31）相談員の研修機会の増加

事業概要	近隣5市1町（三郷市、草加市、越谷市、八潮市、吉川市、松伏町）の「女性相談」相談員による相談情報の共有化を図ることで地域の女性相談員の質の向上と相談者への円滑な対応を行うため、「女性相談ネットワーク会議」を開催する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	近隣5市1町で相談者への対応や体制等について、情報の共有を図り、意見交換等を通して、被害者支援のスキルアップを図った。
平成30年度実績	○女性相談ネットワーク会議 開催日：1月31日（木） 場 所：三郷市役所 6階 第一委員会室 内 容：1）女性相談の現状について 2）未成年者への対応について 3）同行支援の体制と運用状況について 4）今後の女性相談ネットワーク会議について
事業実施の際の課題	各市町の相談員は非常勤で出勤できる曜日が限られているため、各市町の職員と相談員が全員参加することができなかった。
次年度以降の取り組み	早期に日程を調整し、できるだけ全ての職員と相談員が参加できるように会議日程を設定する。

所管課	人権・男女共同参画課
-----	------------

(32) 関係機関の連携強化

事業概要	DV被害者の広域的な支援のため、5市1町による「東南部地域ドメスティック・バイオレンス対策連絡協議会」を設置し、警察、児童相談所、教育事務所、法務局等と広く連携して、さまざまな状況に対応できる体制づくりに努める。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	警察、児童相談所、教育事務所、法務局、弁護士会等、関係機関と広く連携をとり、様々な状況に対応できる体制づくりに努めた。
平成30年度実績	開催日：2月14日（木） 場 所：草加市役所 内 容：1）各機関におけるDV対策、被害者支援の取組の概要と実績 2）意見・情報交換 構成員：東部中央福祉事務所、越谷児童相談所（欠）、草加警察署、越谷警察署（欠）、吉川警察署、春日部保健所（欠）、草加保健所（欠）、越谷市保健所、 東部教育事務所（欠）、南部教育事務所（欠）、 草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町の5市1町による男女共同参画行政担当課長 オブザーバー：さいたま地方法務局越谷支局、埼玉県男女共同参画課、埼玉弁護士会越谷支部
事業実施の際の課題	関係機関が多岐にわたるため、多くのかたに出席していただくために早めの日程調整が必要である。
次年度以降の取り組み	関係機関が一堂に会し、意見・情報交換を行う重要な機会であることから、今後も更に充実した内容となるよう、関係機関との連携を図る。
所管課	人権・男女共同参画課



施策の方向3 ライフステージに応じた心身の健康づくり

「男女共同参画社会」の実現のための大前提として、男女には身体の違いがあることを知ったうえでお互いにその特性について理解・尊重し、相手に思いやりを持つことが大変重要になります。特に女性は、妊娠や出産等、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあり得ます。

男女がその健康状態やライフステージに応じて、生涯を通じて適切に健康管理を行えるよう支援するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等生涯にわたる女性の健康に関する課題に対応するために、必要な知識・情報を提供して適切な医療・保健サービスを推進します。また、家族の形態が多様化する中、特に女性は、貧困等生活上の困難に陥りやすいため、実情に応じたきめ細やかな支援を行います。

<数値目標>

評価指標名	根拠となるデータ	達成状況 (平成30年度)	目標値 (平成32年度)
「女性相談」の利用件数(月平均)	実績	6.3件	8.0件
女性がん検診の受診率 (※新算定法に基づく)	保健年報	乳がん : 13.7% 子宮頸がん : 8.5%	乳がん : 50.0% 子宮頸がん : 50.0%

施策① 生涯を通じた心身の健康づくり

施策の内容
男女がその健康状態やライフステージに応じて生涯を通じて、適切に健康管理できるよう支援します。健康の維持増進に向けた、市民一人ひとりや地域の健康づくり活動を総合的に支援します。また、健康診査・がん検診等の受診率の向上をめざします。

【具体的な取り組み】

(33) 健康づくりのための各種事業の充実

事業概要	特定健康診査・特定保健指導を含む健診・保健指導や各種がん検診等を推進し、健康管理体制の充実に努めるとともに、予防接種法に定められた予防接種を実施することにより、市民の健康を守る。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	男女がライフステージに応じて適切に健康管理ができるよう、健診の受診勧奨も積極的に行い、支援した。 様々な家庭の事情から、通常の予防接種が困難な対象者について、関係機関と調整しながら、適切に予防接種が出来るように支援した。
平成30年度実績	「特定健康診査事業」 自己評価：B 内容：問診・身体計測・診察・血圧測定・尿検査・血液検査 診察で必要と認めた場合、心電図・眼底検査を実施 受診者数7,591人、受診率32.2%(平成30年度法定報告令和元年5月27日現在) 「特定保健指導事業」 自己評価：B 内容：特定保健指導対象基準該当者について半年間個々に応じた栄養・食事についてアドバイスを行い、健康的な生活習慣を身につけていただくための支援を行う。 特定保健指導実施者数167人、特定保健指導終了者割合10.7%(平成30年度法定報告令和元年5月27日現在) 「がん検診事業」 自己評価：B 1.胃がん検診：胃部エックス線検査※内視鏡検査(医学的に胃部エックス線検査が不適当な者のみ医師の判断で個別検診でのみ実施) 受診者数4,459人(受診率9.6%)、 がん発見数4人(発見率0.09%) 2.肺がん検診：胸部エックス線 受診者数10,509人(受診率12.6%)、 がん発見数7人(発見率0.07%) 3.大腸がん検診：免疫学的便潜血反応検査 受診者数10,123人(受診率12.1%)、 がん発見数15人(発見率0.15%) ※胃がん検診受診率は、(平成29年度受診者数+平成30年度受診者数)÷平成30年度の対象者数×100で算出。

	※がん発見数は令和元年6月4日時点の把握数、対象者数は平成30年4月1日現在の人口より算出 集団健(検)診（健康福祉会館1階で実施）：6月22日～11月8日までの29回実施 個別健(検)診（市内指定医療機関で実施）：5月7日～12月14日までの期間実施 「予防接種法に基づく予防接種及び接種者数」自己評価：A ①四種混合：4,887人 ②三種混合：2人 ③二種混合：938人 ④急性灰白髄炎（不活化ポリオ）：25人 ⑤MR：2,433人 ⑥麻しん：0人 ⑦風しん：0人 ⑧日本脳炎：5,212人 ⑨結核（BCG）：1,204人 ⑩H i b感染症：4,775人 ⑪小児用肺炎球菌：4,777人 ⑫ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）：5人 ⑬水痘：2,378人 ⑭B型肝炎：3,499人 ⑮高齢者の肺炎球菌：3,575人 ⑯高齢者のインフルエンザ：13,745人
事業実施の際の課題	男女共同参画の視点での課題はないが、生涯を通じた心身の健康づくりの課題として、昨年度と同様に各種健(検)診受診率の向上および特定保健指導終了者割合の向上があげられる。 通常の予防接種が困難な対象者について、個人情報の保護と迅速な対応ができるよう、関係機関と情報共有をおこなっていく必要がある。
次年度以降の取り組み	・検診時の託児設置など受診しやすい取り組みを今後も継続していく。 ・男女のライフステージ等を考慮した受診勧奨通知を行っていく。 ・対象者が、適切に安全に予防接種が出来るよう今後も継続していく。
所管課	健康推進課

（３４）健康教育、健康相談の充実

事業概要	市民が自身の健康や食生活に関する健康管理を行えるよう、保健師・栄養士・薬剤師・歯科衛生士・健康運動指導士等による健康教育や健康相談において、保健指導や助言を行う（「健康教育」・「健康相談」・「地域の栄養相談」）。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	・市民の健康教育や健康相談に対応するにあたり、各々のライフステージや生活環境において年齢や性別に応じた健康教育や保健指導、相談・助言を行うよう努めた。また、適切な時期に随時電話や来所による相談ができるようにした。 ・内容や希望により、保健師や栄養士などの専門職が対応し、市民の不安の解消に努めた。フォローが必要なかたには継続して対応した。
平成30年度実績	1 健康教育・・・78回、1,377人 対象：概ね10人以上の市民団体 内容：食事や運動などの健康に関する講座を出張型で実施 会場：地区センターや集会場等 2 健康相談（電話・来所）・・・3,944人 対象：小学生以上の市民 内容：健康増進（生活習慣病・メタボリックシンドロームやフレイルの予防、女性の病気や更年期など）、食生活の見直し、こころの健康などについての相談を、対象者の希望に応じて随時実施（地域で開催されるイベントなどでも必要に応じて行なった）。 3 地域の栄養相談・・・24回、110人

	対象：市民 内容：食事や栄養についての相談を栄養士が実施 会場：地区センターや児童センター
事業実施の際の課題	・無関心層への働きかけが必要。 ・市民自らが、健康を意識した生活ができるよう、きっかけ作りが必要。 ・地域の栄養相談においては、予約する市民は少なく、相談会場となっている施設の利用者が主な相談者となる傾向にある。
次年度以降の取り組み	・健康無関心層への働きかけが必要であるため、全町会へ健康教育事業を周知し、参加を促す。あわせて、市民自ら健康を意識した生活ができるよう、きっかけ作りを進めていく。 ・地域の栄養相談においては、年齢や性別を問わず周知を図るため、広報の「保健だより」のコーナーに毎月掲載することや、市内図書館における企画展示、デジタルサイネージへの掲示などを実施していく。
所管課	健康推進課

（３５）女性相談の充実

事業概要	各ライフステージにおいて女性が抱える心や体に関する悩みをはじめ、困難な状況にある女性の実情に応じたきめ細やかな相談ができるよう、「女性相談」を充実させる。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	女性が抱える様々な問題について、継続的に相談ができるよう図った。また、相談日以外に電話等で相談があった場合に、できるだけ継続的にカウンセラーの相談を受けるように支援した。
平成３０年度実績	相談日：毎月第１・２・３水曜日 時間：午前１０時～正午、午後１時～３時（１日４枠、１人５０分） 場所：市役所 女性相談室（４階） 相談方法：面接または電話（予約制） 相談員：専門のカウンセラー（女性） 委託業者：特定非営利活動法人 フェミニストカウンセリング東京 相談件数：７５件 予約数：９１（予約率 ６５％）
事業実施の際の課題	第１・２・３水曜日に開催のため、休日が入ったり、第３週の相談日以降に相談希望が生じたりすると、次回の相談日までに２～３週間あいてしまうことがあり、必要な時にカウンセラーの相談を受けることが出来ない。
次年度以降の取り組み	配偶者暴力相談支援センターの設置も踏まえ、女性が相談したいときに相談できるような体制づくりに努めていく。
所管課	人権・男女共同参画課

施策② 性と生殖に関する健康と権利を重視した健康支援

施策の内容
女性のライフステージに応じた健康に関する情報の提供等を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期等の女性の健康づくりを支援していきます。

【具体的な取り組み】

(36) ライフステージに応じた女性の保健事業等の推進

事業概要	「妊婦支援事業」や「骨粗鬆症検診事業」等、ライフステージに応じた女性対象の保健事業等を推進する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	「妊婦支援事業」 妊娠期から安心して出産し育児ができるよう、妊娠届出等の際には、妊婦健康診査の助成の説明や妊娠中の健康に関し、男女問わず相談に対応している。 「骨粗鬆症検診事業」 閉経後、骨粗鬆症の発症率が、女性は男性の3倍であることから、ライフステージに応じて適切に健康管理ができるよう、検診を実施した。
平成30年度実績	「妊婦支援事業」 平成30年4月に子ども支援課子育て支援ステーションを設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行っている。妊婦支援事業は妊婦健康診査14回分の費用助成を延べ12,159人に実施した。また、子育て支援ステーションにおいて妊娠届出時等に妊婦と面談し、支援が必要な妊婦には支援プランを作成し妊産婦の相談及び訪問を実施した。【実績（延べ人数）】子育て支援ステーション（母子保健型）事業：電話相談441件、来所相談312人、訪問指導103人 「骨粗鬆症検診事業」（健康福祉会館1階にて、7/7、9/11、10/6の3回実施） 対象：40、45、50、55、60、65、70歳の女性 内容：前腕骨の骨密度測定 受診人数：224人
事業実施の際の課題	「妊婦支援事業」 高齢出産支援が必要な妊婦も多く、適切な支援につなげるためには、配偶者やパートナーを含めた支援及び他機関との連携の強化が必要である。 「骨粗鬆症検診事業」 生涯を通じた心身の健康づくりの課題として、更なる受診者数の増加のために周知方法の工夫が必要である。
次年度以降の取り組み	「妊婦支援事業」「子育て支援ステーション（母子保健型）事業」 子育て支援ステーションにおいて専門職による妊娠届出時面談を積極的に行うことで早期からのハイリスク妊婦支援につなげ、他機関との連携の強化を図っていく。 「骨粗鬆症検診事業」 市民にとって受けやすい環境を引き続き継続して支援する。
所管課	健康推進課

(37) 女性のライフサイクルに応じた健康相談

事業概要	女性が生涯にわたり健康に暮らせるよう、ライフサイクルに応じた健康相談等を充実させる。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	女性がライフステージに応じた適切な健康管理ができるよう、相談者の生活背景や既往歴に応じた相談・助言を行った。電話相談、来所相談、家庭訪問により随時対応し、フォローが必要な者には継続的に支援した。
平成30年度実績	ホームページ、広報などで女性の健康相談窓口について周知した。 ・女性の健康に関するパンフレットを購入し、健康教育や健康相談の機会に配布した。 ・訪問・来所・電話などで随時相談を受け付け、必要があれば医療機関などを紹介した。 ・健康相談件数 41件
事業実施の際の課題	女性がライフステージに応じた適切な健康管理ができるよう、相談者の生活背景や既往歴に応じた相談・助言を行った。電話相談、来所相談、家庭訪問により随時対応し、フォローが必要な者には継続的に支援した。
次年度以降の取り組み	引き続き、ホームページや広報等で相談窓口の周知を行っていく。
所管課	健康推進課

(38) 性の健康に関する情報提供と意識啓発

事業概要	性感染症の2次感染・感染拡大の予防を目的として、国・県からの啓発用パンフレット、ポスターの配布、掲示等、性感染症についての知識の普及啓発・情報提供を実施する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	性感染症を予防するため、男女を問わないパンフレットを設置している。
平成30年度実績	・エイズ、性感染症に関するパンフレットを健康福祉会館1階エントランス・2階健康推進課窓口に設置。成人健康診査・乳幼児健康診査時の待合場所にもパンフレットを設置。 ・高校生などの若年層向けの性感染症に関するパンフレットを設置。 ・性感染症検査機関として、問い合わせの際には草加保健所を案内している。
事業実施の際の課題	来所者向けの周知方法に限定されている。
次年度以降の取り組み	ホームページへの掲載やイベントなどを活用し、知識の普及啓発・情報提供を実施していく。
所管課	健康推進課

(39) 女性特有疾患の予防に対する補助の実施

事業概要	乳がん、子宮頸がんの早期発見をめざして、乳がん検診は市内に在住する40歳以上、子宮頸がん検診は20歳以上の女性を対象に、検診を実施する。また、受診率向上のため対象年齢のかたに「無料クーポン券」を送付する。
------	--

男女共同参画の視点で取り組んだこと	女性がライフステージに応じて適切に健康管理ができるよう、早期発見のための検診の受診勧奨を積極的に行い支援した。
平成30年度実績	集団検診（健康福祉会館 1 階で実施）：6 月 28 日～11 月 2 日までの 1 1 回実施 個別検診（市内指定医療機関で実施）：5 月 7 日～12 月 1 4 日までの期間実施 【内容】乳がん検診：マンモグラフィ 子宮頸がん検診：視診、内診、子宮頸部細胞診、 ※子宮体がん検診（基準該当者のみ個別検診で実施）子宮体部細胞診 ※乳がん検診・子宮がん検診は、2 年に 1 度の受診。 乳がん検診：受診者数 2,796 人（集団検診 957 人、 個別検診 1,839 人） 受診率 13.7％、がん発見数 5 人、発見率 0.18％ 子宮頸がん検診：受診者数 2,410 人（集団検診 790 人、 個別検診 1,620 人） ※子宮体部 81 人 受診率 8.5％、がん発見数 0 人、発見率 0％ ※受診率は（平成 29 年度受診者数+平成 30 年度受診者数）÷平成 30 年度の 対象者数×100 ※がん発見数、発見率は令和元年 6 月 4 日までの把握数
事業実施の際の課題	男女共同参画の視点での課題はないが、生涯を通じた心身の健康づくりの課題として、受診率、検診精度の向上、要精検受診者数の増加があげられる。
次年度以降の取り組み	・受診率向上のための積極的な受診勧奨の実施するにあたり、女性のライフステージを考慮した対応をする。 ・要精検者への受診勧奨の徹底と追跡調査。（受診勧奨においては、女性のライフステージを考慮した対応をする）
所管課	健康推進課



基本目標 3

みんな 男女が共にいきいき暮らせるまちづくり

施策の方向 1 男女が働きやすい環境づくり

育児・介護休業法に基づく育児、介護休暇の取得は徐々に進んでいるものの、長時間労働の常態化等により仕事と生活の調和（「ワーク・ライフ・バランス」）の実現が難しくなっているのが現状です。平成26年アンケート調査で男女が共に仕事と家庭を両立していくための条件を尋ねたところ、「育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境をつくること」との回答が最も多く、次いで「女性が働くことに対し家族や周囲の理解と協力があること」が多くなっています。働きたい女性が、「仕事」と「子育て・介護等」との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、「ワーク・ライフ・バランス」、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方や、パートナーの子育て、介護等への参加の実現を支援します。

<数値目標>

評価指標名	根拠となるデータ	達成状況 (平成30年度)	目 標
男女平等についての意識 (職場では「平等になっている」と答えた人の割合)	第17回三郷市市民意識調査	16.7%	30.0% 以上
男女共同参画に関する言葉 「ワーク・ライフ・バランス」 の認知度（「内容を知っている」と答えた人の割合）	第17回三郷市市民意識調査	27.4%	60.0% 以上

施策① 男女の雇用機会と待遇の均等の確保

施策の内容

あらゆる職場で男女がともに雇用の均等な機会や待遇を得て能力を活かせるよう、事業者や自営業者に男女共同参画に関する法規や情報を提供して啓発を行い、男女共同参画の推進を図ります。

【具体的な取り組み】

(40) 労働関係法規等の周知・啓発（情報提供）

事業概要	労働に関する幅広い情報提供を、ポスターの掲示やリーフレット等の設置によって行い、雇用に関する意識の向上を図ります。特に、新しく制定された「女性活躍推進法」により労働者301人以上の事業主は女性の活躍の推進に関する「行動計画」を策定する等の義務があることの普及啓発・周知に努めます。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	誰もが情報を収集できるよう、様々な方法で周知・啓発に努めた。

平成30年度実績	労働に関する幅広い情報について、下記の方法により周知・啓発に努めた。 ・ 本庁舎1階ATM横等の庁舎内掲示板の他、瑞沼市民センターの就労情報コーナーへポスターを掲示 ・ 本庁舎の商工観光課窓口の他、瑞沼市民センターの就労情報コーナーへリーフレット等を設置 ・ 市のホームページへ掲載
事業実施の際の課題	必要な情報がどの程度周知出来ているのか、数値化が困難。
次年度以降の取り組み	雇用に関する更なる意識の向上を図るため、引き続き、様々な方法で周知・啓発に努めていく。
所管課	商工観光課

(41) 労働関係法規等の周知・啓発（労働相談）

事業概要	「労働相談」として、職場の労働問題や社会保険の取り扱い等の相談に関する指導・助言を行う。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	男女が働きやすい環境づくりを推進するため、相談の受け皿を整備した。
平成30年度実績	相談日時 毎月第2・第4水曜日 午後1時から午後4時 相談場所 瑞沼市民センター（上彦名870） 相談員 社会保険労務士 相談内容 （1）労働組合及び労使関係に関すること （2）賃金、退職金、労働時間、労働災害その他労働条件に関すること （3）労働福祉に関すること （4）その他の労働条件に関すること 相談件数 16件（うち女性10件）
事業実施の際の課題	国と県で実施する同様の相談事業との連携、相談窓口の更なる周知。
次年度以降の取り組み	労使紛争に係る相談の受け皿となるため、件数の多寡にとらわれず、今後も「労働相談」の周知と実施に努めていく。
所管課	商工観光課

(42) 各種事業・制度についての情報提供

事業概要	雇用状況の改善を図るため、雇用情報アドバイザーが市内の事業所を直接訪問し、新規雇用への協力を呼び掛ける。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	雇用状況を改善するため、市内事業所に対して、新たな求人についての協力を呼びかけた
平成30年度実績	市内企業の雇用確保と就業希望者の支援を目的として、ハローワーク草加・三郷市商工会との共催で合同企業説明会を実施。即戦力として中途採用を予定している企業をはじめ、女性や高齢者の雇用促進を図った。 開催日時 平成30年10月12日（金） 午後1時30分から午後4時

	会場 三郷市文化会館（早稲田5-4-1） 募集案内発送 517社（この他、市ホームページへ掲載） 参加事業者数 29社
事業実施の際の課題	より多くの事業所への情報提供及び効率的な情報収集を行う方法の検討。
次年度以降の取り組み	事業所との連携を密に図り、引き続き、適切な情報提供と情報収集に努めていく。
所管課	商工観光課

（４３）企業担当者向け啓発活動の推進

事業概要	企業に「男女が働きやすい職場づくり」を推進してもらうため、企業担当者に向けて、啓発資料の配布・説明等の活動を実施していく。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	男性も女性も、また、障がいのあるかたも、誰もが働きやすい職場づくりを推進してもらうという観点から、企業担当者への啓発を行った。
平成30年度実績	○企業訪問 9月に、商工観光課や障がい福祉課と共同で、市内企業を訪問し、人事担当者等に対し、公正採用や男性の育児休暇、ワーク・ライフ・バランス等について説明を行い、啓発資料を配布。24企業へ実施。 ○合同企業面接会 10月に合同企業面接会会場にて、各担当者へ公正採用や男性の育児休暇の取得等について説明を行い、啓発資料を配布。29社へ実施。
事業実施の際の課題	説明しつつ、資料を配布したため、担当者への啓発の効果は期待できるが、実践については成果が図れない。
次年度以降の取り組み	女性活躍推進法が施行され、企業においては、女性が働きやすい職場づくりを進めていくことが重要となることから、より一層効果的な働きかけを検討する。
所管課	人権・男女共同参画課

（４４）職場におけるハラスメント、差別的慣行防止のための周知・啓発

事業概要	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた情報を掲載したポスターの掲示やリーフレット等の設置によって、周知に努める。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	誰もが情報を収集できるよう、様々な方法で周知・啓発に努めた。
平成30年度実績	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた情報について、下記の方法により周知・啓発に努めた。 ・ 本庁舎1階ATM横等の庁舎内掲示板の他、瑞沼市民センターの就労情報コーナーへ ポスターを掲示 ・ 本庁舎の商工観光課窓口の他、瑞沼市民センターの就労情報コーナーへリーフレット等を設置 ・ 市のホームページへ掲載

事業実施の際の課題	必要な情報がどの程度周知出来ているのか、数値化が困難。
次年度以降の取り組み	セクシュアル・ハラスメント防止に関する更なる意識の向上を図るため、引き続き、様々な方法で周知・啓発に努めていく。
所管課	商工観光課、人権・男女共同参画課

（４５） 職場におけるハラスメント、差別的慣行防止のための周知・啓発（学校）

事業概要	「三郷市立小中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」に基づいてセクシュアル・ハラスメントを防止・排除し、関連する問題が生じた場合には適切に対応していく。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	働く場において、男女がともに能力を活かせるよう働きやすい環境づくりに努めた
平成３０年度実績	校長連絡協議会・教頭研究協議会において、セクシュアル・ハラスメントの防止等について、指導を行っている。
事業実施の際の課題	要綱が形骸化しないように、常に意識啓発していくことに努めていく。
次年度以降の取り組み	校長連絡協議会・教頭研究協議会等において指導し、教職員への周知を徹底し、意識啓発を行う。
所管課	学務課

（４６） 職場におけるハラスメント、差別的慣行防止のための周知・啓発（市）

事業概要	市においては、「ハラスメントの防止等に関する規則」に基づき「ハラスメント相談」等を実施し、職員間のセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント等の防止等に努める。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	相談員を相談者が希望する性の職員とし、相談者の性を問わず相談対応が出来るようにしている。
平成３０年度実績	一部の階層別研修（新規採用職員、新任係長級職員）にて、ハラスメントに対する注意喚起を行った。なお、ハラスメントの防止等に関する規則に基づきハラスメント相談窓口を設置している。
事業実施の際の課題	ハラスメント相談件数が減少傾向にあるため、相談スキルを実践で継承する機会がない。 また、周知・啓発活動については、その効果がつかみにくい。
次年度以降の取り組み	全職員に向けた全職員に向けた相談体制の周知やハラスメント防止の啓発を行っていく。
所管課	人事課

施策② 女性のチャレンジ支援

施策の内容
結婚や育児等によって仕事を中断したが、経済的自立を求める女性に、再就業等の機会が広がるよう知識の習得や意識の向上のための講座等の情報を提供して参加を促進するとともに、雇用機会の維持・拡大を図り、女性の就業等の機会を拡大します。

（４７）就労に向けた技術習得機会の情報提供

事業概要	埼玉労働局（ハローワーク草加）が主催する「就職支援セミナー」の開催を支援することで、就労希望者の支援を行う。また、県ウーマノミクス課との協働事業で、結婚や出産・育児で一度離職した女性が再就職するための支援を行うセミナーを実施し、必要な情報の提供や指導・助言を行う。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	男女が働きやすい環境づくりを推進するため、就職活動の準備を進める機会の確保に努めた。
平成３０年度実績	埼玉県労働局（ハローワーク草加）が主催する就職支援セミナーを支援し、下記のとおり開催した。 開催回数 年12回 会場 三郷市役所本庁舎大会議室等（花和田648-1） 内容 「履歴書・職務経歴書の書き方」「面接対策・就職の心得」等 参加者数 127名（うち女性73名）
事業実施の際の課題	事業の周知及び埼玉県労働局（ハローワーク草加）との連携 県ウーマノミクス課との協働事業実施に向けた、託児室の併設を含む会場の確保
次年度以降の取り組み	埼玉労働局（ハローワーク草加）との連携を密に図り、事業の実施と更なる周知に努める。 今後の県ウーマノミクス課との協働事業の実施に向けて、同課との連携を密に図り、事業の実施準備を進める。
所管課	商工観光課、人権・男女共同参画課

（４８）多様なニーズへ対応可能な相談体制づくり＜就職の悩み相談＞

事業概要	就職するにあたり、就労希望者が抱えている悩みについての指導・助言を行うとともに、事業の周知の強化を図る。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	男女が働きやすい環境づくりを推進するため、相談の受け皿を整備した。
平成３０年度実績	「就職に関する悩み相談」として、キャリアカウンセラーによる指導・助言を行った。 相談日時 毎週火曜日 午前10時から午後4時 相談場所 瑞沼市民センター（上彦名870） 相談内容 （１）職業の内容、選択、適性診断に関すること （２）就職の準備（履歴書・面接）に関すること （３）職業訓練、メンタル支援に関すること

	(4) その他の就職に関すること 相談件数 109件 (うち女性62名)
事業実施の際の課題	国と県で実施する同様の相談事業との連携、相談窓口の更なる周知。
次年度以降の取り組み	就職に関する相談の受け皿として、引き続き「就職に関する悩み相談」事業の周知と実施に努めていく。
所管課	商工観光課

(49) 多様なニーズへ対応可能な相談体制づくり

≪「三郷市ふるさとハローワーク」との連携≫

事業概要	『三郷市ふるさとハローワーク』と連携を図り、求人・求職等の情報提供を行い、就労希望者の支援を行う。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	男女が働きやすい環境づくりを推進するため、誰もが情報を収集できるよう、求人・求職等の情報提供に努めた。
平成30年度実績	相談日時 毎週月～金(祝日等除く) 午前10時から午後5時 相談場所 瑞沼市民センター(上彦名870) 相談方法 相談員及び求人検索機による職業相談・職業紹介 相談実績 検索件数 6,623件 相談件数 4,860件 新規求職者数 1,381件 紹介件数 2,295件 就職件数 495件
事業実施の際の課題	求職者と求人企業相互の希望に合ったあっせんを進めていくよう、新規登録者及び求人企業の開拓を行う必要がある。
次年度以降の取り組み	相談窓口の周知を強化し、求職希望者と求人企業のマッチングの拡大を図る。
所管課	商工観光課

(50) 多様なニーズへ対応可能な相談体制づくり≪内職相談≫

事業概要	内職を希望する人と内職をしてほしい企業相互の相談・紹介・あっせんを行う。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	男女が働きやすい環境づくりを推進するため、家庭外で働くことが困難で内職を希望されるかたに対して、内職に関する相談と斡旋に努めた。
平成30年度実績	相談日時 毎週月・木曜日 午前10時から正午、午後1時から午後3時 相談場所 三郷市役所本庁舎内職相談室(花和田648-1) 相談員 内職相談員 相談件数 302件(うち女性287件) 求職件数 206件 求人件数 120件 斡旋件数 91件
事業実施の際の課題	求職者と求人企業相互の希望に合ったあっせんを進めていくよう、新規登録者及び求人企業の開拓を行う必要がある。
次年度以降の取り組み	相談窓口の周知を強化し、求職希望者と求人企業のマッチングの拡大を図る。
所管課	商工観光課

(51) 就業情報の充実

事業概要	意欲のある人が働くことができるよう、能力を発揮できる環境づくりを支援するとともに、就業に関する情報提供の充実に努める。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	男女が働きやすい環境づくりを推進するため、就業に関するセミナーを開催し、女性向けのテーマについても積極的に取り入れた。 また、誰もが情報を収集できるよう、様々な方法で周知・啓発に努めた。
平成30年度実績	瑞沼市民センターで開催する就業に関するセミナー及び同センターの就労情報コーナーについて、近隣自治体及び近隣ハローワークへのチラシ配架と市ホームページで周知するとともに、下記のとおりセミナーを開催した。 開催回数 年24回（月2回） 会場 瑞沼市民センター（上彦名870） 内容 「家庭と仕事の両立のために」「働き方と税・社会保険のしくみ」等 参加者数 563名（うち女性343名）
事業実施の際の課題	国と県で実施する同様の相談事業との連携、相談窓口の更なる周知。
次年度以降の取り組み	各関係機関との連携を密に図り、事業の実施と更なる周知に努める。
所管課	商工観光課

施策③ ワーク・ライフ・バランス推進のための支援

施策の内容
仕事と家庭生活（家事や趣味、家族との交流等）が両立でき、いきいきとした毎日を送れるよう、仕事と家庭その他の活動との調和（ワーク・ライフ・バランス）への支援に努めます。

(52) ワーク・ライフ・バランスの啓発

事業概要	ワーク・ライフ・バランスに関するポスターの掲示やリーフレット等の設置によって、ワーク・ライフ・バランスへの理解を深め、相談機関やイベントの情報収集等が理解できるよう努める。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	誰もが情報を収集できるよう、様々な方法で周知・啓発に努めた。
平成30年度実績	ワーク・ライフ・バランスに関する情報について、下記の方法により周知・啓発に努めた。 ・ 本庁舎1階ATM横等の庁舎内掲示板の他、瑞沼市民センターの就労情報コーナーへ ポスターを掲示 ・ 本庁舎の商工観光課窓口の他、瑞沼市民センターの就労情報コーナーへリーフレット等を設置 ・ 市のホームページへ掲載
事業実施の際の課題	必要な情報がどの程度周知出来ているのか、数値化が困難。

次年度以降の取り組み	ワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるため、引き続き、様々な方法で周知・啓発に努めていく。
所管課	商工観光課、人権・男女共同参画課

(53) 育児休業・介護休業制度の普及の啓発

事業概要	男女雇用機会均等法、育児休業制度、介護休業制度等についての情報を掲載したポスターの掲示やリーフレット等の設置によって、誰でも情報を収集できるように努める。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	誰もが情報を収集できるよう、様々な方法で周知・啓発に努めた。
平成30年度実績	男女雇用機会均等法、育児休業制度、介護休業制度等の情報について、下記の方法により周知・啓発に努めた。 ・ 本庁舎1階ATM横等の庁舎内掲示板の他、瑞沼市民センターの就労情報コーナーへポスターを掲示 ・ 本庁舎の商工観光課窓口の他、瑞沼市民センターの就労情報コーナーへリーフレット等を設置 ・ 市のホームページへ掲載
事業実施の際の課題	必要な情報がどの程度周知出来ているのか、数値化が困難。
次年度以降の取り組み	育児休業・介護休業制度等の普及の啓発を図るため、引き続き、様々な方法で周知・啓発に努めていく。
所管課	商工観光課、人権・男女共同参画課

(54) 男女平等の視点での優良企業のPRの実施

事業概要	仕事と家庭の両立、長時間労働の解消、セクシュアル・ハラスメント対策等すべての人に働きやすい職場づくりに取り組んでいる企業・事業所を広報みさとや情報紙等でPRする。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	どのように積極的に「仕事（ワーク）と家庭・子育て（ライフ）」を両立しているのかについて取材し、記事として採り上げた。 誰もが情報を収集できるよう、様々な方法で周知・啓発に努めた。
平成30年度実績	男女共同参画情報紙「華」において「ライフ・ワークの多様性【子育て世代ヘインタビュー】」を特集する中で、市内事業所を取材し、記事として採り上げた。情報紙「華」は広報みさと2月号と同時に全戸配布し、県や他市町村にも送付した。
事業実施の際の課題	男女共同参画について取り組んでいる企業を把握することが難しい。必要な情報がどの程度周知出来ているのか、数値化が困難。
次年度以降の取り組み	男女共同参画について取り組んでいる企業等について情報収集に努め、男女共同参画情報紙等でPRする内容や機会の工夫を進める。
所管課	商工観光課、人権・男女共同参画課

(55) 市職員における育児休業・介護休暇等の制度の活用促進など

事業概要	市職員における育児休業・介護休暇等制度の活用を促進するため、制度の改正があった場合に庁内通知によって制度概要と改正内容の周知を図るとともに、それらの内容を職員がいつでも確認できる状態にする。また、出産を予定している、または出産した職員から連絡があった際は、産前産後休暇、育児休業等の詳細をわかりやすく伝えるようにする。 月平均30時間を超える長時間残業部署を解消するため、時間外勤務の事前命令と事務管理の徹底を図る。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	・部分休業と特別休暇の併用の可否等、子育て支援に関わる休暇については制度がであるため、よくある質問をFAQとしてまとめ、子育て中の職員へ周知を図り、制度のさらなる活用促進に努めた。 ・ノー残業デーの達成要件を業務終了後30分以内の退庁に改めることで、対象職員の拡大を図った。
平成30年度実績	・月イチ休暇、ノー残業デーの実施について、周知を行い、さらに結果を各課に入力させることで、休暇の取得、ノー残業の促に努めた。 平成30年度月イチ休暇取得率 86.9% 平成30年度ノー残業デー達成率 67.2%
事業実施の際の課題	所属から相談の多い育休代替職員の雇用について、令和2年度からは会計年度任用職員としての雇用になる。本格施行に向けた準備や職員への周知が急務である。
次年度以降の取り組み	会計年度任用職員制度の周知に努め、育児休業や介護休業の代替職員について、相談があった際に対応できる体制を整える。
所管課	人事課

施策の方向2 楽しく子育てをするための環境づくり

女性の労働力率についてしてみると、本市では、以前に比べえると各年齢層の労働力率がおおむね上昇しているものの、30歳代のところで落ち込みを示しており、依然、埼玉県と同様、「M字曲線」と呼ばれるような子育て期に一旦仕事を離れてしまうカーブを描いていることが分かります。こうした事態を改善・解消していくためには、保護者の仕事と子育ての両立への支援が必要であり、男性の子育て参加や地域ぐるみでの子育て支援、また、平成27年から本格的に開始された「子ども・子育て支援新制度」に基づく保育、子育て支援の公的サービスの整備等を推進します。

＜数値目標＞

評価指標名	根拠となるデータ	達成状況	目 標
保育所待機児童数	みさと こどもにこにこプラン	114人 (平成31年4月1日現在)	0人 (平成32年4月1日現在)

施策① 地域で支える子育ての環境づくり

施策の内容
男女が家族の対等な一員としての責任を果たしながら、子育てと仕事や地域活動等のバランスのとれた生活を送れるよう、サービスの提供や条件整備を進めます。

【具体的な取り組み】

(56) 保育所等の施設における多様な保育サービスの充実

事業概要	保護者の就業形態の多様化等に伴う保育需要に対応するため、延長保育の推進、病児・病後児保育、送迎保育の実施、家庭保育室への補助、放課後児童クラブを併設する保育所の推進、休日保育の実施の検討等、保育サービスを充実させる。 また、在宅で子育てをしている保護者のリフレッシュを図るため、一時保護事業（「リフレッシュ保育」）を実施する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	就労形態の多様化、変化に伴い事業展開を行った。
平成30年度実績	◇延長保育 27施設中21施設実施。 ◇病児・病後児保育 平成31年3月31日現在、登録者675名、年間のべ利用人数277名。 ◇送迎保育 のべ利用人数 12,403人 ◇家庭保育室 市内1施設 年間のべ利用人数 78名。 ◇一時保育事業 市内4施設において実施。延べ利用人数 4,590人
事業実施の際の課題	◇保育士不足から一時保育事業の実施にあたり預かり枠の見直しを図る施設がでてきた。 ◇病児・病後児保育事業は、感染症の流行期とそうでない時期との利用状況の差が激しい。感染を防ぎ、安全に預かるには利用者を限定する必要がある。
次年度以降の取り組み	安全安心な保育の提供を前提に、継続して実施する。
所管課	すこやか課

(57) 放課後児童クラブの充実

事業概要	小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、健全育成を図る放課後児童クラブを充実させる。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	・母親の就労を支援し、子育てとのバランスを取りながら社会参加を支援する。

平成30年度実績	・市内19小学校に児童クラブを設置し、放課後の児童の安全な居場所を確保しながら、保護者に代わって適切な遊びと生活の場を提供する。 ・小学校との連携を図り、児童の状況や発達過程を理解しながら運営する。 ・季節に応じた遊びや文化的行事を取りながら活動する。 ・年間延べ利用児童数 10,762名
事業実施の際の課題	・保護者の多様なニーズによる申請児童数が増加している状況で、安心・安全に保育する環境整備の確保を目指す。
次年度以降の取り組み	・引き続き、保護者に代わって適切な遊びと生活の場を提供し、仕事と子育ての両立を支援する。
所管課	教育総務課

(58) 地域の子育て環境の整備と支援体制の充実《乳幼児家庭全戸訪問事業》

事業概要	訪問員（助産師、保健師、看護師、三郷市母子愛育会）が生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、お祝いの品や地域の子育て情報の提供を行う。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	訪問時は、家族の生活環境や両親の就労、育児の状況等を聞き取るようにしている。また、両親・パートナー等で育児を一緒にしていけるよう、意識付けをしている。
平成30年度実績	対象者 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭 内 容 訪問員（助産師、保健師、看護師）が家庭訪問を行い、母子の健康状態の確認を行い、地域の子育て支援情報の提供と祝福のプレゼントを配布した。さらに、訪問時に全ての産婦にEPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)を実施することで、産婦の状況把握に取り組んだ。 対象者数 1,187人（国報告における対象者数の考え方に準ずる） 訪問実施者数 1,153人（97.1%） 面接実施数 1,126人（94.9%）
事業実施の際の課題	全数訪問を目指し、訪問希望のない家庭にも事業の趣旨を説明しできるだけ訪問するよう努めている。また、妊娠期から継続的に支援している家庭や必要なかた以外は、新生児期の訪問が難しい状況である。妊娠中から介入することで、産後の育児不安や産後うつ病の予防及び早期対応ができることから妊婦面談数を増やす必要がある。
次年度以降の取り組み	今後も継続し、全数訪問を目標として実施する。
所管課	健康推進課

(59) 地域の子育て環境の整備と支援体制の充実《地域子育て支援拠点事業》

事業概要	「地域子育て支援拠点事業」として、主に乳幼児（0～3歳）を持つ子育て中の親と子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で子育ての悩み等を語り合い交流を図る場を提供する。
男女共同参画の視点で	瑞沼市民センター内つどいの広場「ばんびサロン」、「三郷中央駅前子育て支

取り組んだこと	援センターにこここ、「八木郷子育て支援センター」は土曜日も開催している。
平成30年度実績	つどいの広場（7か所）では、親子で参加できるイベント、子育ての悩み相談、身長体重測定、親支援講座などを開催した。 子育て支援センター（2か所）では、子育てサークルの立ち上げ支援や子育ての悩み相談を個別で受付した。 利用組数24,467組。
事業実施の際の課題	父親参加のための事業展開。
次年度以降の取り組み	地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業との連携による相談の強化。
所管課	子ども支援課

（60）地域の子育て環境の整備と支援体制の充実《ファミリーサポートセンター事業》

事業概要	「ファミリー・サポート・センター事業」では、子育ての援助を受けたい方と援助のできる方を会員登録し、一時的に子どもの保育ができない方の支援を行う。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	多様な依頼に応えるために、男性・女性の会員を登録している。
平成30年度実績	会員間での活動環境を整え、相互援助活動がスムーズに行えるようにコーディネート、打合せを行った。 相互に安心して預けられるように、ステップアップ講習会などを開催した。 活動回数4,320回。
事業実施の際の課題	事業を実施するにあたり、提供会員の増加と提供会員の居住地域に偏りのないこと。
次年度以降の取り組み	事業実施にあたり、事業の周知および依頼会員・提供会員を増やしていく。
所管課	子ども支援課

（61）地域の子育て環境の整備と支援体制の充実《園庭開放事業》

事業概要	公立保育所の園庭開放を実施し、地域に開かれた保育所づくりとして、地域の保育所や幼稚園に通っていない親子にも遊び場を提供する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	母子来所が多いが、利用者を限定せず、父子・祖父母と一緒にの来所も歓迎している。
平成30年度実績	公立保育所 6カ所 のべ利用件数 66件
事業実施の際の課題	児童館（児童センター）や、保育所の園庭外壁等でのポスター掲示を行っているが、利用者が限定されてしまう。保育所の大規模改修が予定される保育所は園庭開放時期が限られるため、利用者は減ることが予想される。
次年度以降の取り組み	全ての保育所の大規模改修も終了するため、継続して実施する。
所管課	すこやか課

（６２）地域の子育て環境の整備と支援体制の充実＜放課後子ども教室＞

事業概要	小学校の放課後と休業日に、安全・安心な子どもの活動拠点（「放課後子ども教室」）を設け、地域の方々の協力を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民や異年齢の児童との交流活動等の機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	地域の方々等の協力のもと、事業運営に努めた。
平成３０年度実績	児童登録者数 １６０名
事業実施の際の課題	本事業に協力いただく地域の方々等の情報収集及びＰＲ活動を図る。
次年度以降の取り組み	小学校の空き教室の状況やスタッフの確保等を考慮し、小学校内への放課後子ども教室の新設を進めていく。
所管課	すこやか課

施策② 男性の家事・育児参加の促進

施策の内容
家庭生活において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく男女が共に責任を担えるよう、啓発や情報提供を行います。

（６３）男女が共に家事・育児を担うための実践的講座の実施（両親学級）

事業概要	「両親学級」を実施し、産前産後の健康管理や妊娠・分娩の経過、新生児の育児について妊婦とその夫等に講義や実習、妊娠の疑似体験（夫）等を通して伝え、夫婦が子育てや家事を共に行うことができるように意識づけを行う。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	妊婦、配偶者・パートナーとともに参加し、妊娠・出産について学ぶ機会を設け、夫などの育児参加の推進と妊婦の不安の軽減を目的に支援する。
平成３０年度実績	日程：毎月２回（１回目・２回目をそれぞれ１回ずつ） 時間：１回目-午後０時４５分～３時３０分 ２回目-午後１時１５分～４時 場所：健康福祉会館２階（プレイルーム、視聴覚室、栄養指導実習室） 内容：１回目-行政サービスの紹介、妊娠シミュレーター体験（夫など）、助産師講話（家族の絆とサポート、出産の経過、赤ちゃんの育てかたなど） 沐浴実習 ２回目-歯科診察、歯科医師講話、 歯科衛生士によるブラッシング指導 栄養士講話（ママと赤ちゃんの栄養、試食） 実績：１２コース２４回（延べ参加人数：妊婦-４３０人、夫など-３３５人）

事業実施の際の課題	H29と比べ、1回目の参加率は妊婦・夫などともに増加しているが、2回目の参加率は夫などが17.4%から17.1%、妊婦が32.9%から32.5%と減少傾向にあり、夫などの参加率が特に少ない。更なる夫などの参加率の向上を目指し、内容及び周知方法などの検討が必要である。
次年度以降の取り組み	・講義を通して、夫婦が協力しながら家事や育児を行えるよう啓発を行う。引き続き、夫などが妊娠シミュレーターを体験することで、妊娠末期の妊婦の負担を理解できるよう、できるだけ多くの夫などに実施してもらえるように働きかけていく。 ・R元年4月から、1回目に参加した夫などに対し、両親学級の内容が産後の育児に役立っているかという内容のアンケートを配布している。アンケートの結果を、今後の取り組みに活かせるよう検討していく。 ・母子・父子家庭に配慮し、「両親学級」から「ハローベビー教室」へ名称変更する。
所管課	健康推進課

(64) 男女が共に家事・育児を担うための実践的講座の実施（家庭教育学級）

事業概要	地域等で指導的な役割を担っている方や市内小・中学校のPTAを対象に人権教育に関する講座・講演会等を実施するとともに、PTAの「家庭教育学級」において、人権教育に関する学習会の開催を支援する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	男女共同参画社会の形成に向けて、意識の高揚が図られるよう取り組んだ。
平成30年度実績	・各小中学校PTA主催による「人権教育学級」の開催 のべ647名参加 ・人権セミナーの開催 のべ293名参加
事業実施の際の課題	各種人権課題について、最新の情報を交えつつ、より一層の理解が深められる講座を開催する。
次年度以降の取り組み	引き続き、人権教育に関する講座・講演会等を実施するとともに、PTAの「家庭教育学級」において、人権教育に関する学習会の開催を支援する。
所管課	生涯学習課

(65) 父親向けプログラムの充実

事業概要	主に乳幼児（0～3歳）を対象とした親子参加型のものとして専門の知識を持った講師に依頼し、手遊びや親子で身体を動かしたり読み聞かせ等を行ったりして親子の交流を図る「親子講座」を土曜日に開催し、父親の参加を促す。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	土曜日に開催することで、父親の参加を促している。
平成30年度実績	専門の知識を持った講師に依頼し、手遊びや親子で身体を動かしたり読み聞かせなどを行い親子の交流を図った。 5月12日（土）講師：のーびる保育園 場所：ピアラシティ交流センター 参加者：16組24人

事業実施の際の課題	父親参加のための周知。
次年度以降の取り組み	父親参加のための周知方法の検討
所管課	子ども支援課

施策③ 子育てに関する情報提供・相談事業の充実

施策の内容
男女が共に子育てを担えるよう、多様なニーズに応じた子育て支援のための情報提供や相談事業の充実を図ります。

（６６）子育てに関する情報提供と相談の充実（子育て支援総合窓口）

事業概要	「子育て支援総合窓口」として子育てに関する相談を受け付け、担当部署につなげる。また、『広報みさと』や市ホームページ、ツイッター等の電子媒体を利用し、子育て情報の発信を行う。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	誰でも気軽に子育て情報を得られるように、ホームページ、ツイッターに力を入れる。
平成３０年度実績	子育てに関する相談を受付し、担当部署につないだ。 また、広報やホームページ、ツイッターなどの電子媒体を利用し、子育て情報の発信も行った。 ホームページ更新39件、ツイッター137件。
事業実施の際の課題	父親の育児参加への意識を上げる必要がある。
次年度以降の取り組み	男女どちらでも利用しやすい事業を目指していく。
所管課	子ども支援課

（６７）子育てに関する情報提供と相談の充実（「にこにこ子育て応援ガイド」発行）

事業概要	妊娠から出産、就学前までの子育てに関する制度や情報を掲載した冊子（『「にこにこ」子育て応援ガイド』、イクメン版を合冊）を設置するとともに、妊娠時等に配布する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	イクメン版のページに各小学校の父親たちの活動紹介として「おやじの会」の掲載内容を増やした。
平成３０年度実績	妊娠から出産、就学児までの子育てに関する制度や情報を掲載した冊子を妊娠時などに配布した。 また、市内の公的機関、行くセンター、児童館・児童センター、つどいの広場、地域子育て支援拠点施設等に配布した。 11,000部発行。
事業実施の際の課題	イクメン版を含めた内容の充実。
次年度以降の取り組み	情報内容の充実。
所管課	子ども支援課

(68) 子育てに関する情報提供と相談の充実(乳幼児子育て相談)

事業概要	公立保育所(6か所)において、「乳幼児子育て電話相談」・「来所相談」を実施する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	母からの相談が多いが、匿名利用が可能であることから、父や祖父母も相談できる窓口となっている。
平成30年度実績	◇「乳幼児子育て電話相談」 43件 ◇保育所入所に係る問診時等においても、子育て相談を実施している。
事業実施の際の課題	実績件数は少ないが、市での相談窓口が多様化したことにより、気軽に相談できる窓口が増えていると捉えることはできる。経験豊かな保育士に気軽にできる相談ツールとして、父母・祖父母問わず相談対応していきたい。
次年度以降の取り組み	気軽に相談できる窓口のひとつとして、継続して実施する。
所管課	すこやか課

(69) 子育てに関する情報提供と相談の充実(教育相談窓口)

事業概要	児童生徒の不安や悩みを解消することを目的として、「教育相談窓口」を設置する。 市内全中学校(8校)に「さわやか相談員」とスクールカウンセラーを配置し、それぞれ児童生徒の身近な相談員、専門家として業務に当たる。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	・児童虐待防止やDVに係る相談にも応じ、児童生徒や保護者の悩みを受容しながら、学校や関係機関との連携を図って対応を行った。
平成30年度実績	・市内全中学校8校に、さわやか相談員を配置し、児童生徒の身近な相談員として、相談業務にあたった。また、全中学校にスクールカウンセラーを配置し、専門家として児童生徒や保護者の相談等に応じた。 ・市内には、第1教育相談室・第2教育相談室・第3教育相談室の3つの相談窓口を設置し、それぞれ3名ずつ合計9名の専任教育相談員とスクールソーシャルワーカー2名を配置した。 ・平成30年度は、3つの相談室で合計4,236件の相談を受けるとともに、就学相談に関わる検査等も行った。
事業実施の際の課題	・家庭環境や本人・保護者の精神疾患など課題を抱える長期欠席児童生徒の人数は多い。未然防止や早期対応、関係機関との連携を一層強化する必要があること。
次年度以降の取り組み	・次年度以降も、中学校にさわやか相談員やスクールカウンセラーを配置し、市内の教育相談室やスクールソーシャルワーカーと連携を図りつつ、児童生徒や保護者の支援を行っていく。
所管課	指導課

施策の方向③ みんな 男女が元気な活力ある地域社会づくり

「地域社会」は、市民にとって身近な暮らしの場ですが、近年は少子高齢化の進行や人々の価値観・ライフスタイルの変化等により核家族化や地域住民の交流の希薄化が進み、地域社会の機能が低下し、子育てや介護で孤立して悩みを抱えている人も少なくありません。こうした問題の解消のため、地域での支え合いによる子育て、介護支援等を充実させます。

また、地域における方針決定過程が、特定の性・年齢層で担われている分野がまだまだ多く存在していることで、女性がその個性や能力を発揮する機会は相対的に少ない状況にあることから、地域での男女共同参画や、男女が元気な活力ある地域社会づくりを進めます。

さらに、災害に対する備えのあるまちづくりに向けて、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備を進め、災害対策の強化を図っていきます。

<数値目標>

評価指標名	根拠となるデータ	達成状況 (平成30年度)	目 標
地域活動に参加したことがある人の割合	第17回三郷市市民意識調査	21.5%	70.0%

施策① 地域の中での男女共同参画の推進

施策の内容
地域団体や市民団体等と協働して、地域活動に男女が共に参画することの必要性や意義をわかり易く伝えていくとともに、参画し易い環境の整備等に努めます。

【具体的な取り組み】

(70) 市民団体等との協働事業の推進<<三郷市協働によるまちの魅力アップ事業>>

事業概要	地域課題を解決するため市民等と市がお互いの得意分野を活かして対等な関係で協力し合う（協働）ことで、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とし、三郷の魅力づくりに結びつく活動を行う、もしくは活動を計画している団体を対象に経費の一部補助を行う。						
男女共同参画の視点で取り組んだこと	事業参加者の年齢、性別を問わず事業を行った。						
平成30年度実績	町会・自治会等からの地域課題に対する提案をもとに、町会・自治会等と市が協働による事業を実施することで、市民と行政によるまちづくりの推進を図った。また、地域の課題に協働で取り組むことで、住民のコミュニティ活動を推進した。 <table border="0"> <tr> <td>・実施団体</td><td>・事業名称</td></tr> <tr> <td>戸ヶ崎2丁目南町会</td><td>シニア交流サロン</td></tr> <tr> <td>ザ・ライオンズ三郷中央自治会</td><td>子ども達のための天体観察と宇宙電波観測所の見学会</td></tr> </table>	・実施団体	・事業名称	戸ヶ崎2丁目南町会	シニア交流サロン	ザ・ライオンズ三郷中央自治会	子ども達のための天体観察と宇宙電波観測所の見学会
・実施団体	・事業名称						
戸ヶ崎2丁目南町会	シニア交流サロン						
ザ・ライオンズ三郷中央自治会	子ども達のための天体観察と宇宙電波観測所の見学会						

事業実施の際の課題	提案団体の増加、提案団体における男女共同参画の充実
次年度以降の取り組み	町会・自治会等に広く周知し、三郷の魅力づくりに結びつく活動を年齢、性別を問わず行う
所管課	市民活動支援課

（７１）市民団体等との協働事業の推進＜生涯学習協働事業＞

事業概要	生涯学習に関連する団体等と三郷市教育委員会が協働し、市民の多様な学習意欲に応える各種講座を開催する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	幅広い世代が参加できるよう事業の展開に努めた。
平成３０年度実績	○パソコン講座（ＮＰＯ法人みさと生涯学習ネットワークとの協働事業） ○みさと今昔巡り（人生楽しく過ごし隊との協働事業） ○みさと凧づくり講座＆凧揚げ大会（みさと凧の会との協働事業） ○高校協働講座（三郷高等学校、三郷北高等学校、立三郷工業技術高等学校との協働事業）
事業実施の際の課題	多様な市民ニーズをとらえ、幅広い世代が参加できる事業を展開していく。
次年度以降の取り組み	学びの循環につながる本事業をひき続き展開する。
所管課	生涯学習課

（７２）市民団体等との協働事業の推進＜市民企画講座＞

事業概要	市民の方々が、今まで培ってきた知識や情報等をいかした自由な発想で講座の企画運営を行う機会を提供する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	市民の自主的な生涯学習活動を支援するとともに、多様な企画講座を通じて、幅広い世代の生涯学習意欲の創出に努めた。
平成３０年度実績	○４講座開設 参加者２１６名
事業実施の際の課題	講座内容の充実が課題となっている。
次年度以降の取り組み	講座内容等、事業全体の見直しを行なう。
所管課	生涯学習課

（７３）市民団体等との協働事業の推進＜市民団体提案型協働委託事業＞

事業概要	市内で活動する団体やグループから男女共同参画社会づくりに関する事業の企画を募集し、その中から公益性や効果の高いものを選んで提案した団体、グループと委託契約を結び、事業を協働で実施する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	
平成３０年度実績	募集を行ったが、応募はなし。
事業実施の際の課題	「男女共同参画に関する」内容ということが、イメージしづらい可能性があるため、周知方法等に工夫が必要と思われる。

次年度以降の取り組み	募集内容について、具体的にわかりやすい表現等を工夫する。
所管課	人権・男女共同参画課

（７４）避難所運営における男女共同参画推進

事業概要	「避難所運営マニュアル」等に災害時における男女のニーズの違いに配慮する旨の内容を盛り込み、周知を図る。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	避難所の運営方針として、運営には女性が責任者として加わり、高齢者・障がい者（児）・妊産婦・乳幼児や子どものいる家庭への配慮ができるようにすることとしている。この方針に基づき、避難所運営委員会においては、避難所参集職員のうち1名は必ず女性の職員が出席し、また、各自主防災組織からも女性役員が出席し、女性のためのスペースを確保した避難所レイアウトの作成や避難所運営のルール作りなどに取り組んだ。
平成30年度実績	避難所運営委員会（会議） ●八木郷小学校 6月27日（水）18：30～19：45 ●早稲田中学校 8月23日（木）18：30～20：00 ●彦糸中学校 10月2日（火）18：00～19：30 ●彦郷小学校 11月27（火）18：30～20：00 ●栄中学校 2月27日（水）18：30～20：00 ●南中学校 7月26日（木）18：30～19：30 11月1日（木）18：30～20：00 12月13日（木）18：30～20：00 2月21日（木）18：30～20：00
事業実施の際の課題	各自主防災組織からの女性の参加者数は、徐々に増加しているが、男性のみが参加する自主防災組織もある。組織ごとに事情は異なるが、女性の防災リーダーが当然に存在する組織づくりを推進していく必要がある。
次年度以降の取り組み	今後も、各自主防災組織に対し、地域の女性の参加に積極的に取り組んでいただくよう働きかけを行っていく。
所管課	人権・男女共同参画課

（７５）自主防災組織における女性役員登用のお啓発・促進

事業概要	自主防災組織の結成を促進するにあたり、女性役員の登用を啓発・促進する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	自主防災訓練指導者養成講座は、地域の防災リーダー育成のために実施しているもので、養成講座の修了者は各自主防災組織の訓練の指導を行う。この養成講座の修了者がその後の養成講座の講師を務める体制が確立されており（指導者ネットワーク）、女性の講師も複数名活躍している。女性の講師が活躍する環境で新たな防災リーダーの育成をすることで、性別による役割意識に捉われない人材育成を推進している。

平成30年度実績	自主防災訓練指導者養成講座（年3回、消防防災総合庁舎） ●7月1日（日）52名（うち女性15名） ●11月11日（日）52名（うち女性17名） ●2月24日（日）46名（うち女性12名） 養成講座修了者のうち、指導者ネットワークへの加入者 19名（うち女性5名） 三郷市自主防災組織連絡協議会役員 15名（うち女性1名）
事業実施の際の課題	養成講座の受講者の募集は、各自主防災組織を介して行っているが、ここ数年は、全体の受講者数が減少傾向にある。女性の受講者、若い世代の受講者は増加傾向にあるため、受講者募集の方法を工夫するなどしていく必要がある。
次年度以降の取り組み	各自主防災組織に対し、地域の女性の参加に積極的に取り組んでいただくよう働きかけを行っていく。
所管課	危機管理防災課

施策② 高齢者等の社会参加の推進と安心して暮らせる環境づくり

施策の内容
高齢になっても男女が共に、また、障がいのある人や外国人、性的マイノリティ等の人も健康で充実した生活を送ることができるよう、社会参加・参画や、生きがいづくりのための各種施策を推進します。

【具体的な取り組み】

（76）高齢者の生きがいづくりの充実（シルバー元気塾）

事業概要	高齢者が集団で軽度のトレーニングを行うことにより、高齢者の積極的な社会参加と健康維持を図り、生きがいやコミュニティづくりに資することを目的とする『シルバー元気塾』を開催する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	・受講生募集は、幅広いコースから選択できるように設定した。 ・応募者多数の場合は、男女の区別を問わず公平な抽選を行った。 ・キャンセル待ちの方へは他の会場の紹介等を行い、多くの方が参加できるように配慮した。

平成30年度実績	平成30年4月16日（月）～平成31年3月14日（木）まで開催。各コース月2回 全20回 瑞沼市民センター・みさと団地中央集会所・勤労者体育館、文化会館・各地区文化センター等 9会場18コースで実施。市内在住の概ね60歳以上の方を対象とし、参加者数1,710人 ※介護保険特別会計で長寿いきがい課担当による「シルバー元気塾ゆうゆうコース（介護予防事業）」を平成19年度から別に実施。 平成30年4月16日(月)～平成31年3月8日(金)まで開催。 市内在住の概ね65歳以上の方を対象とし、文化会館・各老人福祉センター等 6会場 6コース 月2回 文化会館全18回、各老人福祉センター全20回で実施。
事業実施の際の課題	・毎年、男性の参加者が12%程度(H30：12.47%)と少なく、圧倒的に女性が高い比率を占めている。 ・今後男性の参加者を増やすことが重要な課題である。
次年度以降の取り組み	・シルバー元気塾は高齢者主体の事業のため、開催時の安全管理が最重要課題である。 - 参加者が安心して安全に参加できるようにするため、専門職員（看護師）の会場常時配置を今後も続け、参加者の健康状態の把握に努める。 ・年々増加する参加希望に対応するため、開催会場の調整及び開催内容の検討を行うとともに、キャンセル待ちの方へのフォローアップ体制の充実・町会・団体等へ自主主催の元気塾実施を働きかける。
所管課	シルバー元気塾いきいき課

（77）高齢者の生きがいづくりの充実（みさと生きいき大学）

事業概要	大学教授の講演を通し、市民の知識の向上と生きがいづくりの場の提供、さらには幅広い世代の市民同士の交流を深めるきっかけづくりを目的とする『みさと生きいき大学』を開催する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	幅広い世代が興味を持って参加可能な講義内容を検討した。
平成30年度実績	・「みさと生きいき大学」の開催 148名参加
事業実施の際の課題	幅広い世代の方々のニーズをとらえた講義内容等を考慮する。
次年度以降の取り組み	講座内容等の創意工夫を図り、事業実施を行なう。
所管課	生涯学習課

（78）高齢者の生きがいづくりの充実（シルバー講座）

事業概要	高齢者の健康・生きがい・コミュニケーションづくり・社会参加のきっかけづくりをめざして、学びの場・仲間づくりの場を提供する「シルバー講座」事業を実施する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	高齢者の新たな仲間づくりと健康で生きがいのある生活が送れるように講座を実施。

平成30年度実績	○シルバー脳トレ講座 5回 ○シルバー詩吟講座 9回 ○シルバー民謡講座 10回 ○シルバー書道講座 10回 のべ受講者数583名
事業実施の際の課題	住民ニーズを的確に反映した講座の実施に努める。
次年度以降の取り組み	講座の内容を吟味して更なる充実を図る。
所管課	生涯学習課

(79) 交流・ふれあいの場の提供（世代交流館ふれあいパーク）

事業概要	市民の自主的な活動による、異世代間の相互交流、コミュニティづくりと心豊かな地域社会の実現に向けた「世代間交流ふれあいパーク」の活動を支援する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	・男女が違和感なくふれあいの場を感じるような環境づくりに努めた。 ・施設内の安全性を高める様々な工夫を行った。
平成30年度実績	・年齢、性別に関わりなく、異世代交流やふれあいの場を様々な利用形態において提供した。 開館日数 355日 利用人数 18,797人
事業実施の際の課題	・幅広い世代の男女の利用があるが、高校生、大学生の利用が非常に少ない。 ・より利用しやすくするための施設管理の充実が求められる。 ・施設自らが企画するイベントといったものが存在しない。
次年度以降の取り組み	・これまで以上に男女が共同して施設を利用しやすくするための施設環境の充実を推進する。
所管課	市民活動支援課

(80) 交流・ふれあいの場の提供（老人福祉センター）

事業概要	「老人福祉センター」等を市社会福祉協議会に指定管理委託し、高齢者の生涯学習や趣味・レクリエーション等の憩いの場を提供し、高齢者福祉の向上を図る。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	センターの地域性や特性を考慮し、利用者ニーズに合った事業展開を図った。
平成30年度実績	老人福祉センターの運営は三郷市社会福祉協議会に指定管理として委託している。高齢者に教養の向上やレクリエーション等の憩いの場を提供し、高齢者福祉の向上を図る。 【利用者（延べ人数）】 岩野木 43,420人 彦沢 25,875人 戸ヶ崎 36,378人
事業実施の際の課題	施設設備の老朽化。

次年度以降の取り組み	利用者アンケートからニーズを的確に捉え、様々な事業を積極的に展開し、利用者が心身ともに健やかに、いつまでも明るく健康で生活できるように、老人福祉センターがその一助を担う。
所管課	長寿いきがい課

（８１）交流・ふれあいの場の提供（高齢者わくわく事業）

事業概要	「老人福祉センター」等で、高齢者がわくわく楽しめるようなイベントを定期的開催し、高齢者の心身のリフレッシュや相互の親睦を図る機会を設ける。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	生きがいづくりの充実を図るため、男女問わず高齢者が参加できる作品展を実施した。
平成３０年度実績	【ららほっとみさとで書道等の展示会】２回開催
事業実施の際の課題	男女参加率の把握等をしてきていないため、実施しているイベント内容が適切かどうかの判断が難しい。
次年度以降の取り組み	実施イベント内容について検討する。
所管課	長寿いきがい課

（８２）充実した社会参加の促進（老人クラブ補助）

事業概要	高齢者が自らの知識・経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多彩な社会活動を推進し、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的に、補助金交付要綱に基づき各老人クラブに助成を行う。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	高齢者の社会参加の推進や生きがいづくりのため、老人クラブへの補助金の交付。
平成３０年度実績	○老人クラブへの補助 ・４０老人クラブ：１,６０９,１８０円 ・老人クラブ連合会：５３３,１００円
事業実施の際の課題	老人クラブの組織率が低下しているため、各老人クラブに対して、新規加入者を勧誘することを奨励したい。
次年度以降の取り組み	今後も継続していきたい。
所管課	長寿いきがい課

（８３）充実した社会参加の促進（みさと雑学大学）

事業概要	市民講師による市民同士の学び合いの場として、「みさと雑学大学」を協働事業として実施する。
男女共同参画の視点で取り組んだこと	性別に関係なく参加者が生涯学習に参画する意欲や実践力を培うことを目的に実施する。
平成３０年度実績	受講者 ４８３名
事業実施の際の課題	市民講師の確保。
次年度以降の取り組み	市民相互の学び合いを促進するため、事業を継続していく。
所管課	生涯学習課

令和元年度版（平成３０年度実施分）
男女共同参画社会づくりに関する施策の実施状況等報告書
【編集・発行】三郷市 企画総務部 人権・男女共同参画課
TEL ０４８－９３０－７７５１（直通）
FAX ０４８－９５３－１１３５
E-Mail jinken@city.misato.lg.jp